

No. 6

昭和 46 年 3 月 初 版
昭和 52 年 3 月 改訂版

各国事情のしおり

—— インドネシア編 ——

— 1 9 7 7 —

国際協力事業団

RY

国際協力事業団

受入 月日	'87. 4. 22	108
登録 No.	08474	20
		KA

は し が き

本冊子は、技術協力のために海外に派遣される専門家のオリエンテーション用資料として事業団海外事務所からの調査報告をもとに作成したものである。

本冊子は、事業団海外事務所の役割、専門家に対する要望事項について記すとともに、専門家の日常生活に密着した任国事情、特に衣食住、気候、教育、公共施設、治安、対日観等を重点に作成した。

なお各項目については、今後も適時修正を行なってゆくこととするが、本冊子が同国に赴任される専門家の何らかの参考になれば幸いである。

昭和52年3月

JICA LIBRARY

国際協力事業団



総務部長 木村敬三

1014325[3]

国際協力事業団	
入館 52. 7. 4	210 K
登録No. 0009	I 90
	A4

目 次

第1部 国際協力事業団海外事務所	1
第1章 海外事務所の役割	1
第1節 技術協力実施に関する業務	1
第2節 専門家等の世話および監理	1
1. 専門家等の赴任当初の業務	1
2. 専門家等の任期中の業務	2
3. 専門家等の帰国時の業務	3
第3節 研修員の日本への派遣業務	3
第2章 専門家に対する要望事項	4
第2部 任 国 事 情	7
第1章 住 宅	7
1. 貸 家	7
2. ホ テ ル	12
3. 下 宿	20
第2章 日常生活品	21
1. パッサール	21
2. 食料品	22
3. 衣料品	26
4. 家具・什器・雑貨品	31
第3章 保健衛生	35
1. 環 境	35

2. 医療施設	38
3. 医薬品	41
4. 健康管理	42
5. 理容・美容院	44
第4章 子弟の教育機関	44
第5章 交通・通信	48
1. 交通	48
2. 通信	54
3. 運送	56
第6章 使用人	58
1. 家事使用人	58
2. 運転手	62
第7章 光熱・水道	63
1. 電力事情	63
2. 水道事情	64
3. 家庭用燃料	64
第8章 通貨ならびに為替	65
1. 通貨	65
2. 為替	66
第9章 出入国管理	67
1. 出入国, 外人登録およびビザの更新	67
2. 税関検査	67
3. 国際的禁止品以外の持込禁止品および持出禁止品	69
第10章 便宜供与	73
第11章 言語・刊行物および放送	74

1. 音 語	74
2. 刊 行 物	75
3. 放 送	77
第12章 気候・治安および風俗・習慣	78
1. 気 候	78
2. 政情・治安	79
3. 風俗・習慣	84
第13章 娯楽・レクリエーションおよびスポーツ	91
附録 土産品	110
第3部 インドネシアの統治組織	112

インドネシアの重要年間行事

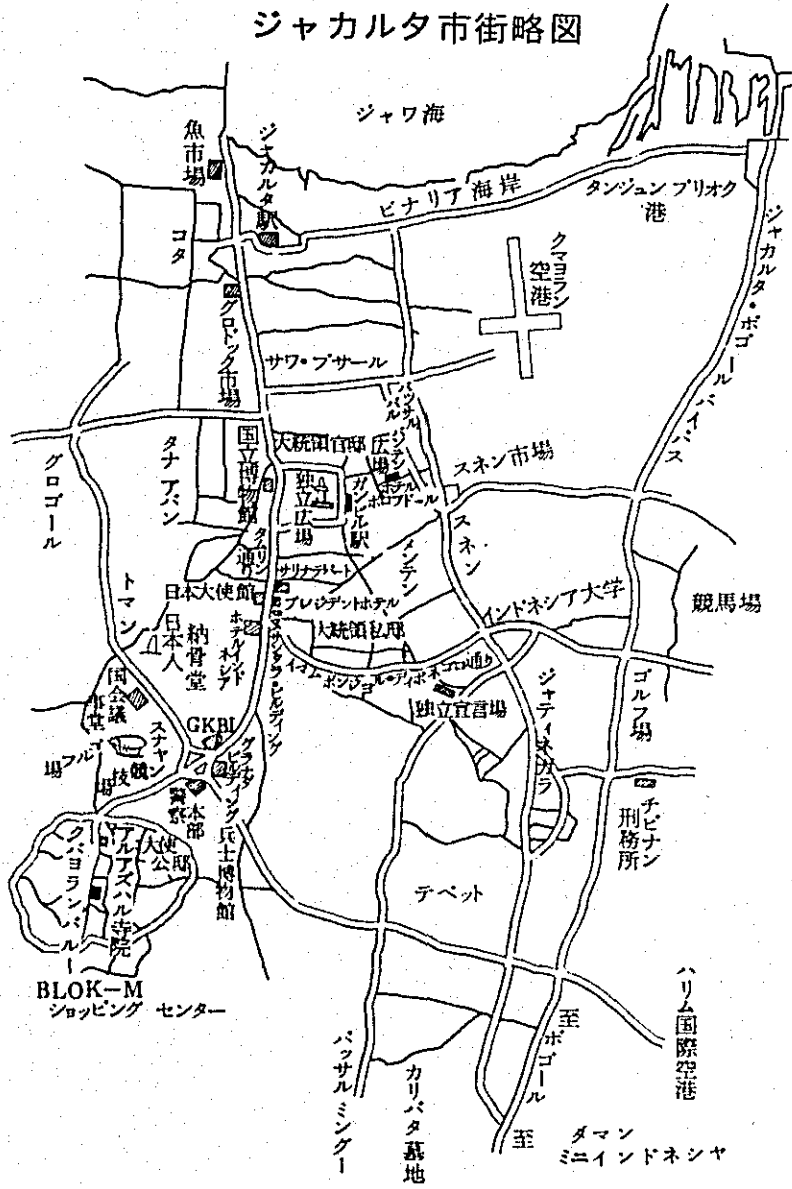
- 1月 1日 元旦
- 1月 4日 犠牲祭(イスラム教)
 - 断食(ブアサ) 回教徒は1年を10カ月としその内1カ月を断食する。毎日、日の出から夕刻の日没まで何も口にしないのでこの期間は、官庁及び信徒の家では食事、飲み物も出ない。
 - 回教正月(レバラン)断食後の正月でインドネシアでは元旦よりも回教正月の方がより重要な正月であり、正月前後の各1週間の間には里帰りする人が多い。
- 7月22日 ジャカルタ市制記念日(1573年開港)
 - 6月の第2週頃よりジャカルタFairとしてミス・ジャカルタの選出、見本市が開かれる。
- 8月17日 独立記念日(1945年独立)
- 12月25日 クリスマス

☆回教正月及び断食(ブアサ)は回教歴を使用しているので毎年月日がずれていくので注意。インドネシアは大陽歴と回教歴を併用している。

☆官庁の執務時間は月～木、土AM8～PM3。金曜はスポーツの日となっており、また回教徒は正午から祈とうを始める為11時に終了する。

但し、Projectの現場は上記よりも執務時間が長い。

ジャカルタ市街略図



インドネシア共和国

人口 1492万2千
 首都 ジャカルタ (Jakarta)
 通貨単位 ルピア (Rp)
 主要宗教 イスラム教
 公用語 インドネシア語
 1967年4月アメリカのフリーポート・アルファ社が第一号としてイリヤンジャヤ火山帯に乗り出すなど、各国の援助も積極化している。



0km 200 500

第 1 部

国際協力事業団海外事務所

第 1 章 海外事務所の役割

第 1 節 技術協力実施に関する業務

1. 相手国政府よりの下記要請内容についての必要調査および在外公館との協議，意見の具申ならびに在外公館と協力し，相手国政府関係機関への必要な連絡，協議
 - ① 専門家派遣
 - ② プロジェクト協力
 - ③ 各種調査団派遣
 - ④ 機材供与
2. 技術協力事業の実態把握，専門家等よりの意見聴取ならびに問題点の解明
3. 技術協力事業の実情調査および効果測定
4. 調査団，専門家等の現地受入準備
5. 機材引取の側面的協力
6. 専門家等の災害補償および共済給付に関する業務
7. 必要文書の受授，発送および保存に関すること。
8. 技術協力事業に関する資料の収集，整理及び本部への報告
9. 技術協力事業の P R

第 2 節 専門家等の世話および監理

1. 専門家等赴任当初の業務

(1) 専門家および家族

- ① 空港への出迎え
- ② 宿舍の手配
- ③ 大使館および勤務先への紹介，打合せ
- ④ 滞在許可の取得（3カ月以上滞在外者）
- ⑤ 自動車の免税購入のための手続
- ⑥ 免税店における購買カードの発給申請
- ⑦ 業務用別送機材，私物荷物，引越荷物，郵便小包等の無税輸入許可申請，取得
- ⑧ 現地事情のオリエンテーション，住宅および生活相談
- ⑨ アナカン等の別送荷物の引取りのための引取業者（Customs Broker）の紹介および住宅を探すためのブローカーの紹介

(2) 調査団

- ① イ側と事前打合せおよびアポイントメントの取付け
- ② 空港への出迎え
- ③ 宿舍の手配
- ④ 大使館および関係先への紹介，打合せ
- ⑤ 必要により，現地調査に同行
- ⑥ 必要により，イ側に提出する暫定報告書作成に協力
- ⑦ 滞在許可および出国許可の申請，取得

2. 赴任中の業務

- ① 本部へ送付する業務報告書，事務連絡の写を提出してもらう。報告書は大使館関係者に回覧の後，当事務所で保管する。（ジャカルタ在住の専門家はオリジナルおよび写，計2部を提出のこと。報告書等提出文書はすべて黒インク又は黒ボールペンを使用すること。）

- ② 住宅等調査表，療養費給付請求書の確認，証明
- ③ 現地業務費プール分支出申請の承認および経費の支払。
- ④ 専門家の活動状況の把握および実施上の問題点の改善
- ⑤ 専門家および家族の滞在許可の更新（1年毎に必要）
- ⑥ 外領等マラリヤ発生地区への出張者に対する予防薬の配布
- ⑦ その他専門家の業務遂行を円滑にするための連絡調整ならびに生活相談

3. 帰国時の業務（含む一時帰国）

- ① 出国許可の申請，取得（約1カ月前に旅券を事務所に提出のこと）
- ② 一時帰国の場合は，出国許可，再入国ビザの申請，取得
- ③ 免税購入カードの返還（帰国時には必ず事務所へ返還のこと）
- ④ 帰国時，途中立寄りを希望する場合の渡航先追加依頼
- ⑤ 別送荷物の免税許可申請，取得（申請に当っては本人より Invoice , Packing List 各7部を提出すること）
- ⑥ 自動車売却のため，指定業者の紹介

○参 考

滞在許可をとる際は写真1枚（専門家，家族それぞれ）を必要とする。その他，イ側の省によっては労働許可証をとるよう指示されることもあり，写真は10枚程度持参すると便利である。

第3節 研修員の日本への派遣業務

1. 研修案内(General Information)の配布
2. 要請書の内容の確認，日本への発送
3. 面接審査
4. 受入決定の通知
5. オリエンテーション

6. 日本国のV I Z A取得の封助
7. 航空券の確認
8. 渡日日の決定、連絡
9. 帰国研修員に対するアフターケア
10. 帰国研修員の同 会活動の援助

第2章 専門家に対する要望事項

1. インドネシアは大部分が回教徒であり、生活様式、習慣が日本のそれと異なるので、理解に苦しむことがしばしばおこる。(第2部第12章風俗、習慣の項参照)インドネシア人にとっては当然のことであってもわれわれ日本人には理解しがたいことが多く、反面われわれの日常の言動が無意識のうちに相手をキズつけることがある。インドネシアに来た以上は彼等の風習を理解し、その上で、日本人として常識ある態度で接する必要がある。

2. 専門家として派遣された場合、日本人同志ないし、職場のカウンターパートや近隣の人達とお互いに親しくかつ協力する必要があるのは当然であるが、最終的には頼れるのは自分自身以外ないので、その自覚をもつこと。

赴任は、短期旅行と異なり、気候、風土、言語、習慣等の異なる地域での長期に亘る生活においては幾多の苦勞、困難に当面する。これらのきびしい条件を克服する強い意志と覚悟がなければ、協力の実を上げることとは出来ない。

相手の非をなじり、ささいなことに怒ったり、落たんしては問題の解決にはならない。すべてが日本と同じような条件を求めても、両望

みである。与えられた環境の中でよりよい結果を生む不撓の努力こそが要求される。

3. 海外で仕事をする場合、日本のように細分化された専門分野のみの知識を求められるのと異り、専門外にわたる分野においても幅広い知識を求められることが多い。

この場合、グループで派遣される場合はまだお互いにカバーし合えるが、それでも必ずしもすべての専門家が揃っているわけではない。まして個人で派遣される場合は、相手側から全く専門外のことについて、きかれたり、教えを乞われることがある。例えば農業普及の専門家が農業経営について質問されることや、業務をカバーせねばならないことなどがある。このような場合、専門外とはいえ、知らないでは済まされない。勿論1人ですべてをカバーすることは出来ないと思うが、専門書やJICAおよび所属元等の協力を得て解決するよう最大限の努力をする者が専門家である。

4. 専門家は膨大な仕事量と取組まねばならない。特にプロジェクト進行段階ではコンサルタントから現場監督まで要求される。相手国スタッフと共同で国情に即した考え方、技術開発を行なうよう努めること。

即ち、開発途上国は、開発計画に必要な資料や基礎研究が不足ないし遅れており、かつ資金やマンパワーが不十分である。出来る限り現地の材料や労働力を利用した計画を組むなど、経済性を重視する必要がある。

わが国での業務に比して専門家の活動の場は決して恵まれた環境ではない。その中で何がなし得るかを考え、積極的に業務に取組むべきで、相手の非をなじるだけでは、相手にとっても、専門家本人にとってもマイナスの時を過ぎ結果となる。

5. 日本人は概して国際社会での交際が上手でないという定評がある。し

ばしば指摘されているように日本人のみの閉鎖社会を形成せず、業務等を通じて知合ったインドネシア人ないし近隣のインドネシア人およびその他の外国人と出来るだけ交際の幅を広げることが望しい。交際が相互理解の大きな助けとなる。

6. グループ派遣の専門家は往々にしてチームワークが問題になる。チームリーダーの指導の下にお互いに与えられた使命を深く認識し、小事にこだわらず、建設的意見はお互いに尊重して協調の精神を第一とすることは言うまでもない。日本における社会的重任がかなり軽減されているような錯覚に陥り易い異国にあっては、このような当り前のことが特に大事である。

7. 専門家としての誇りをもつとともに、みだしなみ等体面に気をつけること。ジャカルタ市内の日本人は正確にはつかめないが短期旅行を含めると4,000人～5,000人といわれており、レストラン、ゴルフ場、ナイトクラブ等何処へ行っても日本人が非常に多いので、その行動はとかく目につきやすい。ゴルフ場で更衣室を利用せず、ロビーで着替えている者がいたとか、レストランで泥酔したり、大声でわめてたり、ナイトクラブや、映画館へ半ズボン、サンダルばきで行ったというような非難の投書が寄せられている。

インドネシア人にとっては、レストランや映画館は高級社交場であり晴着を着て集まるところである。日本人としての良識ある行動をとって欲しい。

第2部 任国事情

任国一般事情と銘打っているが、内容はジャカルタ中心であり、ジャカルタ一般事情である。

いずれ他の地域にも同様の資料を集め、本しおりの内容を充実する所存である。

第1章 住 宅

1. 貸 家

(1) 入手状況

経済開発政策の進展に伴い、各国の商社員、技術員の進出が益々激しく、住宅に対する需要過多の状況が続いており、これに対し供給はほんのわずかであり、家賃は年々急激な上昇カーブを描いている。このような事情から家主は益々強気で契約の長期化傾向が著しく最近は2年契約は短期として、あまり良い顔をしなくなって来ている。しかし、家賃および好みについて難しい条件をつけない限り入手は全く困難というわけではない。

(2) 貸家斡旋業（ブローカー）

個人住宅の貸借のため看板を掲げて不動産業をいし、貸家斡旋業を営む者は皆無である。営業許可を必要としないため、役人や会社員の夫人がアルバイトとして従事しているのが一般的である。しかし、相当の高収と想像されるだけに非常に熱心で普通これらのブローカーを利用した方が入手は容易である。手数料は契約総額の5%といわれているが、一

一般的にはこれは家主負担である。勿論この分が家賃に上乘せされているものと思われる。家を探す際はブローカーにこちらの条件、例えば、地域、大きさ、家賃の額、契約期間、電話の有無等を提示すると、条件に合った家を次から次へと案内してくれる。

ブローカーの名前及び連絡先についてはジャカルタ事務所でお知らせする。

ブローカーは多くの場合重複した家を紹介してくるので最初から何人も口をかけることは得策とはいえない。あるブローカーが紹介したものが気に入らない場合には次に移るといの方がトラブルが少ないようである。気に入らなければ断ることは全く遠慮はいらない。又案内に対する手数料は不要である。

(3) 賃貸方法

賃貸方法は全額一括前払いである。期間は通常最低1年以上であるが、賃貸期間の長さ按比例して割安になる。例えば、1年契約で1カ月800\$の場合であれば、2年契約で700\$/月、3年契約で600\$/月と1年違うごとに100\$/月位の差がある。いずれにしても、長期前払いのため、契約後気に入らないから出るというわけにはいかないので慎重に選択、決定する必要がある。契約条件として、家の1部手直し、修理箇所がある場合は、それを終了する期間、手付金を支払い、残金は工事終了後支払うようにすると良い。この場合の支払いの金額等については家主との話合いによる。

(4) 家賃

家賃は地域により異なるので一概にいえないが、ジャカルタ在住日本人専門家の大部分が居住しているクバヨランバルー(Kebayoran Baru)地区を例にとると、標準的に考えて、2~3寝室、居間、食堂および便

用人部屋，家具付きで大凡次のとおりである。

1年の場合 800～900 \$

2年の場合 600～800 \$

3年の場合 500～800 \$

一般的には貸家はほとんど家具付きで，内容は，ベット，洋服ダンス，サイドボード，応接セット，机，冷蔵庫，扇風機であり，他にクーラーのついている家もある。又，電話がついている同程度の構成の家で100 \$位は高くなる。

(5) 住宅選定の条件

A 立地条件

- ① ベチャのたまり場に近くないこと。
(物騒でありうるさい)
- ② モスク(回教寺院)に近くないこと。
(早朝よりのお祈でうるさい)
- ③ 大通りに面していないこと。
(車の騒音)
- ④ 周囲の環境が良いこと。
(カンボンに近くなく外国人が多いところ)
- ⑤ 寝室と隣家の窓が近くないこと。
- ⑥ 土地の低い所では雨季に浸水する所があるので，乾季に選定する際には十分留意すること。

B 家の設備

- (1) 水道と井戸の両方があることが望ましいが，水道のない場合が多いので井戸は深く水質の良いこと。水道の場合は断水のことを

考えるとタンクがあった方が望ましい。

- ② 電気の供給容量が大きいこと（3.5 KW以上が望ましいがクーラー付の場合は特に注意すること）。
- ③ 雨季は長くかつ雨量も多いので、雨もりには特に気をつけ、必要であれば改修を契約条件とすること。（その他改修箇所があれば事前に直させること）
- ④ 電話を希望する場合は既についている家に入ること。（居住後つけさせることは困難であるか長期間を要することが多い）
- ⑤ 風呂場（カマルマンディ）にお湯が出るか、またその燃料は。
- ⑥ 炊事用に石油コンロもしくはガスコンロがあるか。ガスコンロの時にはガスボンベが必要な数だけあるか否か。
- ⑦ ゴミ箱が整っているかどうか重要である。
- ⑧ 防蚊網があるか否か。
- ⑨ クーラーについては個人差があるが、子供がいる家庭また病気になる場合の休養室等の条件を考えるとあった方がよい。
- ⑩ 家の風通しがよいか否か。

C 家具

家具付きか否かその数をはっきりさせること。

高級家具もしくは骨とう品の場合は、破損させると引き渡しの際に賠償金をとられる場合がある。

D その他

家主の人柄が良く金持であること。

（修理が必要な場合すぐ直してくれる）

以上の他に家族構成により庭の大きさとか、ガレージの大きさ等いろいろあると思うが、これらの条件をすべて満すことは不可能である。各

人がその生活上最も大切と思う点を決め、選定の参考として欲しい。

(6) 契約上の注意事項

1) 当該住宅の所有者の確認

確認方法としては①信頼出来る知人、友人ないしブローカーの証言、②家の権利証の確認、③過去1年間の電気、電話等の料金領収証による確認、④契約の際の公証人の立会い(手数料は契約金額の1%)
公証人の立会が一番確実であるが、家主は税金対策上嫌うケースが多い。

2) 契約内容(別添契約書例参照)

一般的に金額、期間、住所等は当然もり込むが、特に留意した方がよいと思われるものに次のようなものがある。

① 居住権の継承

当該専門家が契約期間内に帰国等で使用出来ない事態に立至った場合、後任者等が残存期間、同一条件で居住出来るようにすること。
(残存期間の金を返してもらうのが一番良いが、家主は9分9厘返してくれない。返した例を聞いたことがない。)

② 修理義務

雨もり、配電線、排水管の故障等基礎的、構造的修理は家主負担とし、借家人より連絡した場合、家主は24時間以内に修理することを義務付けること。

③ 契約金支払いの分割

家屋の改装ないし特定の家具をつけることを条件とした場合は、家主が契約条件を履行するまで、契約額の一定の金額の支払いを留保すること。また領収書は必ず取得すること。

(7) 入居後の注意事項

RT (エルターといひジャカルタ市政府の末端組織である) 及び、隣人との良い人間関係を作り上げる為に、入居時のあいさつ及び時々のおいさつを心がけるとよいであろう。

(8) 居住権の継承

口頭で家主の了解をうけるだけでなく文書を取りかわした方がよい。
(別添文書例参照)

2. ホテル

JAKARTA 事務所が利用している主なホテルは次の通りである。
但し1976年12月1日現在

Sahid Jaya Boulevard

住所 86 Jl. Jendral Sudirman Tel 584151/9
583981/6

部屋代(割引後) 23\$ (税・サービス料込み)

Dirgantara Hotel

住所 Jl. Iskandarasyah Raya Tel 73522

部屋代 18\$ (朝食付き・税・サービス料込み)

Inter-House

住所 Jl. Merauji Raya Tel 70486

部屋代(割引後) 25\$ (税・サービス料込み)

なお、すべてのホテルは部屋代及び食事代に10%のサービス料及び11%の税金が加算される。

ジャカルタ以外のホテル及び上記以外のホテルについては下記の本が参考になる。

[Hotels and Tourism in INDONESIA]

1. Mr. A.
Jalan Banjarsari 1/9 Cilandak - Jakarta Selatan. -----
----- first party or lessor. -----

2. Mr. B
----- residing in Jakarta, -----
Jalan M.H. Thamrin No. 24. -----
----- second Party or lessee. -----

The person present of first party does hereby declare to have let and surrendered in lease to the Present person of second party, who hereby declares to have rented and accepted in lease from first party:

a residential with all its appurtenances and its garden, constructed of tiled floor, brick walls and tiled roof, built on a plot of land -----
----- the title of which is held by the -----
lessor as evidenced by the certificate of title. No. 383/Kramat Pela.

This lease has been effected and accepted on the following terms and conditions:

Article 1.

This lease contract commences on the April Thirteenth of Nineteen Seventy Four and is concluded for 3 (three) years and shall thus expire according to law on the April Thirteenth of Nineteen Seventy Seven, with the mutual consent of both parties, this lease contract may be extended for another certain period with terms and conditions fixed later on, provided that lessee will send a written notice to Lessor concerning this extension 90 (ninety) days before the expiration of this agreement.

Article 2.

The total rent for the period of 3 (three) years: US\$10.800.--(ten thousand eight hundred United State Dollars) as mentioned in article 1. of this agreement shall be paid to the first party, being fully paid after the signing of this contract, while this document shall serve as a legal receipt for such.

Article 3.

Structural repairs and other main repairs of this premises will be done by Lessor at her own cost.
The expenses for daily and minor repairs, after Lessee enters the

house, shall be borne by Lessee.

In case reparations as mentioned above in the first part of this section are deemed necessary by Lessee the Lessee shall inform Lessor here upon by a written notice to be sent to the following address.: Jln Bangusari I/9 Cilandak Kebajorau Baru, Jakarta, Tel. 75539.

If and when Lessor fails to comply with Lessee's request within 48 (forty eight) hours after the receipt of such notice then Lessee is entitled to take necessary steps to make necessary repairs to be done at the expenses of Lessor.

Lessee is entitled to recover all expenses for such repairs from Lessor who hereby does expressly waive all her rights to protect, regarding the amount of those expenses.

Article 4.

Lessor guarantees that certain modifications and additions to said premises as required by Lessee and which is already known and agreed by both parties, will be carried out in prompt order at the sole expense of Lessor and such modifications and additions should be finished and accepted by Lessee at the latest on the

against a legal receipt for such.

Article 5.

Lessor guarantees to Lessee that during the existence of this lease agreement, there shall be no claims and/or encumbrances made to Lessee by third parties, who may claim preferential rights or accommodation rights on the said building and the land mentioned above and therefore Lessor hereby release lessee from any such claims and/or encumbrances. In case there are claims from any third parties and Lessee shall be obliged to surrender and leave the said house, then Lessor shall be obliged to refund Lessee the received amount of rent deducted with the rent for the passing period and Lessee reserves his rights to claim indemnification based on prevailing law and regulations.

Article 6.

Lessor guarantees to Lessee that the telephone connection number 72597 will be reliable during the whole base period as mentioned in Article 1. of this Lease-Agreement if it is not caused by negligence of Lessee.

Article 7.

In case within 3 (three) years lease period, Lessee has no further use for this building then Lessee is entitled to transfer this lease on the conditioned as stipulated in this agreement and this Lease-Agreement shall be renewed.

Article 8.

Lessee shall use the building as a dwelling house, Lessee shall maintain the premises mentioned above, externally and internally in responsible good care at his own expenses, in order that Lessee surrender same to Lessor in good condition at the termination of this Lease-Agreement.

Article 9.

Lessee shall abide by all present and future laws and regulations promulgated by the appropriate authorities concerning the accompaney of houses and gardens in the Special Territory of the Capital City of Jakarta and Lessee shall be responsible for all transgressions there of.

Article 10.

Lessee may make alterations and/or additions to said building at its own cost only with a prior consent of Lessor and such alterations and/or additions will become the property of Lessor. Furthermore, Lessee is not entitled to recover all expences for such alterations and/or addition from Lessor.

Article 11.

Lessee may install airconditioning equipment as well as other house held equipments and shall also have the rights to made any alterations and/or additions to the aforesaid house as may be necessary for the purpose of installing such equipment. Installation charge of airconditioning shall be borne by Lessor. Such installed equipment shall remain the property of Lessee and at the same time this lease agreement expires or terminates, those equipments may be removed by Lessee who is under obligation to restore the said house in its original condition.

Article 12.

Lessee shall not be responsible for damages caused by factors that are not the responsibility of Lessee. For instance damages by wear and tear, structural defects, fire, flood, earthquakes, war, civil disturbances and other unavoidable casualties.

In case such damages occur then Lessor shall be obliged to repair or rebuild said buildings immediately so that Lessee can resume the occupancy of said residence.

If in the opinion of the Lessee the damage to the premises is such as to make it necessary for the Lessee to vacate the house until they are properly reinstated, the Lessor agrees to refund the Lessee the prepaid rent for the period unusable by Lessee.

-----the house were rendered.

In the event that the said house is not rebuilt and reinstated following loss or damage by fire or other acts of God within sixty days, the Lessee shall have the right to terminate the lease and the Lessor shall refund in full to the Lessee the prepaid rent for the unexpired portion of the lease.

Should there be any damages caused by negligence of Lessee, then Lessee shall be held responsible for the repair of such damages.

Article 13.

During the existence of this Lease-Agreement, Lessee is entitled to let any one of his employee or his agent occupy said house as substitute of Lessee in the context of this lease or as a housekeeper for Lessee, provided such occupants shall abide by the terms and conditions, pertaining to this Lease-Agreement.

Provided further, that lessee remains responsible for the acts and omissions of persons occupying said dwelling house on the behest of Lessee.

Article 14.

This Lease-Agreement shall not terminate by the death of Lessor or death of Lessee, before the expiration of this lease in which event all rights and obligations arising out of this agreements shall be executed by the respective heir(s) or successor(s) in the title of each party.

Article 15.

Lessor shall be responsible for payment of all taxes (existing and future taxes) relating to said house and said land. Furthermore all rates, charges and levies of any name whatsoever that must be paid to the Central Government or the Regional Government in connection with the house and land and that is leased on the basis of this Lease-Agreement must be paid entirely by Lessor.

Article 16.

Lessee shall be responsible for the payment of electric energy supplied to Lessee and Lessee shall also be responsible for the payment of all telephone subscription, interlocal and international connection expenses from the date Lessee can use the telephone connection.

Article 17.

At the expiration of this Lease-Agreement when Lessee shall surrender the Lessor said dwelling house with all its appurtenances duly vacated by the occupants, Lessor shall not be responsible and shall not have the obligation to provide for other premises to accommodate the occupants.

Article 18.

During the existence of this Lease-Agreement, in case Lessee will have to go back Japan, his successor(s) will be allowed to live in the said house under equivalent conditions with in period of this Lease-Agreement.

Article 19.

All matters not or not adequately promised for in this Lease - Agreement shall be decided by mutual agreement between both parties.

Article 20.

Within three years Lessee is guaranteed with good water supply and in any condition should the water system does not work, Lessor is obliged to install water-Pump for ground water (well).

Article 21.

Both parties choose for this Lease-Agreement and all its consequences as their permanent and general domicile at the Register Office of the Central Court of Jakarta in Jakarta. This Lease Agreement is being made simultaneously, one to the

Lessor and the other to the Lessee; and have the ownership of law
at the same poverty.

SECOND PARTY:

FIRST PARTY;

Mr. B

Mr. A

EVIDENCES:

1. Mr.

2. Mr.

LETTER OF AGREEMENT

This is to certify that MR. S. TRIMO has no objection to MR. TADASHI SATO living in his house at Japan Sungai Sembas 11/14, Kebayoran Baru, Jakarta, in compliance with the condition and period covered by the stipulation of Article 18 of the lease-contract between MR. S. TRIMO and MR. TEIZO IGARASHI.

It is, therefore, understood that Article 18 becomes binding from the time MR. TEIZO IGARASHI depart for Japan in December to the date the termination of the contract is due on 13 April 1977.

This agreement is confirmed by the counter-signature of MR. S. TRIMO and MR. TADASHI SATO, witnessed by MR. TEIZO IGARASHI.

Jakarta, November 30, 1976

Concurred:

Concurred:

MR. TADASHI SATO

MR. S. TRIMO

Witnessed:

1. MR. SAKAE TSURUMI

2. MR. TEIZO IGARASHI

2nd Edition, by USAHA Express 作成

書店、ホテルの売店で購入できる。

「Business & Pleasure in Jakarta」

Jakarta Tourism Development Board 作成

ホテル、領事館で無料で入手出来る

3. 下 宿

当地にはいわゆるアパート形式の住宅は公務員用の宿舍及び社宅以外にはない。但しHilton Hotel が最近月極めのアパート形式の貸家を営んでいるが高額の家賃の為欧米人が殆んどである。また日本でいうマンションも最近1軒だけ本格的なビルが開業したばかりである。

従って、実際問題として長期滞在者の場合は一軒家かアパートか下宿屋以外にないわけである。その下宿屋も「Kikugawa」が廃業して以来、正式に営業しているというより知り合いに貸しているという形式の下宿屋だけになってしまった。次の下宿屋はそのうち日本食を出す下宿屋であるが、これ以外にインドネシア人が営業している下宿屋もあり、家賃も安いようである。

○Nyonya Riupassa Jl. Ir. Juanda 1/36

Telp 42652

部屋代は洗濯、食事(2食)込みで\$400/月

部屋数は7室、各室扇風機付

○Nyonya Budidrijo Jl. Wijaya 1/4

Kebayoran Baru

下宿代 \$400~\$450/月(部屋によって違う)

2食付、洗濯代込み

部屋はバス・トイレ冷房付で14部屋あり。

第2章 日常生活品

1. パッサール (Pasar)

ジャカルタの商店は地域毎にほとんど1カ所にかたまって商店街(市場)を形成しており、これをインドネシア語でパッサール(市場という意味)と呼んでいる。パッサールは一定の地域毎に心ずあり、住民の生活に寄与している。形態は大小様々あり、それぞれ若干異った特徴があり、パッサールをのぞき歩くことは楽しいものである。店の大部分は非常にわずかな売場面積をもっているにすぎず、零細小売業者が集って、一大市場を形成しているわけである。取扱ひ品目は、それぞれのパッサールによるが、どこでも食料品、衣料品、雑貨は扱っており、大きいものになると電気製品、書籍、おもちゃ等の店もある。

外国人が利用している主なパッサールは次のとおり

パッサール名	特 徴
Pasar Block M (パッサールブロックエム)	クバヨランバルーの中心部にある大パッサールで、ほとんどすべてがここで揃えることが出来る。
Pasar Majestic (パッサールマジェスティック)	クバヨランバルーにある大きなパッサールで魚類が新鮮で良いものがある
Pasar Block A (パッサールブロックア-)	外国人の利用は少ないが、一とおり何でも揃っている。
Pasar Cikini (パッサールチキニ)	生鮮食料品、中でも魚類と果物類の良いものがある。
Pasar Senen (パッサールスネン)	4階建大パッサール。建物は市営。商品は豊富であるがこの地域は若干物騒な事件がおこることがある。

パッサール名	特 徴
Pasar Baru (パッサールバルー)	インドネシアの最高級商店街。各種高級品が入手可能、最寄りのパッサールで入手出来ないものはここで探すといふ。
Pasar Glodok (パッサールグロドック)	コタの中国人街にあり、特に衣料品が非常に豊富。

どこのパッサールで買物するにしても一応値切る必要がある。店によっては2倍以上ふっかけるところもあるので注意すること。

この他にスーパーマーケットがいくつかある。ブロックMの周辺だけでも数カ所ある。いずれも品数は比較的豊富であり、値段はパッサールで値切ったものよりは若干高いようだが定価販売なので安心して買える。

デパートは国営のものが1店だけある。あまり利用者は多くない。

○サリナ(Sarina)デパート J1・Thamrin

2. 食 料 品

(1) 食料品事情

食料品は一般に豊富であり、パッサールのすみずみまで探すと、こんなものもあるのかと以外に思うようなものまである。缶詰等の保存のきくものは日本製品その他欧米、オーストラリア等の製品もかなり多く出廻っている。生鮮食料品は、だいたい日本と同じものがあるが、現地産のものは肉、野菜、魚、どれをとっても味においては一段落ちるようである。

(2) 日本食品の入手状況

日本食品を扱っている店はクバヨランバルー地区を例にとると最大手は免税店「Bumi Ayu」で相当に品数は豊富である。その他数店のスーパーマーケットはいずれも日本品コーナーがあり、いくつかの日本製

品を揃えてある。

これらの店では、しょう油、味噌、食用油（天ぷら油、サラダ油、ゴマ油）、茶、のり、ソース、酢、カルピス、めん類、インスタントラーメン、つくだ煮類、その他サケの缶詰、ウニのピン詰類等多々あり、入手可能。日本品の価格は一般に日本の3～4倍程度である。免税店は市価の2割から5割引で購入出来るが、入荷の関係で時々品切れになることがある。免税店は免税カードを持参する必要がある。

免税店は次のとおり。

○ BUMI AYU

○ P. T. GUNVNG AGUNG J1. Kwitang 6 tel 54566

○ DIPLOMATIC SHOP J1. Pekalongan 24

日本人の利用の多い肉を主体とするスーパーマーケットがある。この肉は一般パッサールのものと比して価格は2倍ほどであるが新鮮であり、衛生的である。

○ Kem Chicks J1. Kemang Raya 3

食料品価格表

品名	単位	価格(RP)	備考
米	5 K	1,300	これは日本人がよくかっている米の値段である
味噌	1 K	1,500	スーパーマーケット、免税店にもある
ケチャップ	1 ピン	375	"
しょう油	2 l	1,600	"
てんぷら油	1.4K	2,600	"
サラダ油	3 K	4,000～6,000	"

品名	単位	価格(RP)	備考
酢	30オンス	1,000	
砂糖(上質)	2 lbs	600	
ザラメ	2 lbs	200~250	
荒塩	500g	60	インドネシア製
小麦粉	1kg	145	
ソース(ウスター)	1本	900	
バター	225g	350	
豚肉(ロース)	1K	1,200	パッサール価格
”(ひれ肉)	1K	1,400	
”(ばら肉)	1K	800	
牛肉	1K	1,800	バントンよりの行商
とり肉	1K	1,200	”
卵	1K	625	パッサール
えび(極小)	1K	800	”
”(小)	1K	1,250	パッサール価格
”(中)	1K	1,500	”
”(大)	1K	3,000	”
いか	1K	500~550	”
かれい	1K	450~500	”
アジ	1K	500~550	”
糸よりダイ	1K	450~500	”
マナガツオ	1K	450~500	”
サワラ	1K	600	”

品名	単位	価格(RP)	備考
カカッブ	1K	800~1,000	パッサール価格
食パン	1袋	275	スーパー
ごま(インドネシア製)	50g		パッサール価格
コーヒー(アラビア)	1K	2,000	"
アイスクリーム	2ℓ	1,300	スーパー価格
じゃがいも	1K	150	パッサール価格
にんじん	1K	300	"
キャベツ	1K	150	"
きゅうり	1K	150	"
トマト	1K	200	"
カボチャ	1K	200	"
たまねぎ	1K	500	"
ながねぎ	1K	200	"
カリフラワー	1K	200	"
大根	1K	165	スーパー価格
ナス	1本	30	パッサール価格
ごぼう	100g	100	スーパー価格
ピーマン	100g	150	
にら	1束	15	
もやし	1K	150	
豆腐	1切	50	
パイナップル(大)	1コ	200	

品名	単位	価格(RP)	備考
パイヤ	1K	150~	
ジュルク	1K	250~	
オレンジ	1K	550~	
りんご	1K	550~600	
スイカ(スマンカ)	1K	100~150	
レモン	1コ	100	
ドリアン	1コ	600~	
ジョウワーカー(黒)	1本	5,000	
ビール(大)	1本	200	
タバコ	1カートン	2,100	

(3) レストラン

レストランの名前、住所等については「Business and Pleasure in Jakarta (Jakarta Tourism Development Board)」を参照願いたい。

3. 衣料品

(1) 衣料事情

ジャカルタ市観光局発行のパンフレットによると「ジャカルタは年間平均気温26℃、但し日中は32~34℃になることもある。かた苦しむ町ではないので、背広、ネクタイは正式なパーティや会議以外には着用の必要ない。薄手の通風のよい半袖シャツやスポーツシャツが最適である。」と記されている。事実インドネシアの役所では局長といえども普段はネクタイをしていない。従って衣類を準備する場合は、日本の夏

を想像していたら十分である。衣類の種類はほとんど日本のそれと変わらず、何でも当地で入手可能である。しかし、デザイン等好みのものであるかは疑問なので、何でも一通り用意して来られることをおすめする。

婦人用は洋服、下着とも豊富であるがデザインおよびサイズが適当なものがあるかどうかかなり疑問であり洋服などはむしろ仕立て注文をした方がよいものが得られるようだ。生地は男性にしても女性にしても大変豊富なので、パッサールを一巡すれば、気に入ったものを探せると思う。中でもパッサールグロドックは相当沢山の生地専門店を集めたパッサールである。又パティック（ジャワ更紗）は高級品から普段着用まで各種、無数にあり、男女を問わず、日本人にも大人から子供まで大変良く利用されている。

仕立ては洋服屋、ドレスメーカー等ピンからキリまで沢山ある。技術と価格が正比例するのはやむを得ないが、安い所では日本では考えられないような、間違えというか、いゝ加減な仕立てをすることがある。いずれにしても仮縫いなしが一般的なので、いろいろ言葉で注文した場合は期待はずれになることが多いので注意を要する。しかし、見本を示し、全く同じものを注文するとかなり正確に仕立てるようである。なおサリナデパート2階のレイ・ファッションスタジオは婦人用ドレス一般について元日本人の方がデザインし、仮縫い付きで上手に仕立ててくれる。

他の店では仕立て代は店により異なるが一般的にいて、日本の1/2から1/4程度であろうが、技術面では必ずしも日本人の好みにあった結果を期待しにくい。

ジャカルタで入手しにくいものは、メリヤスの下着類、ステテコ、バ

ジャマ、帽子（ゴルフ用はある）位か。女性用ネグリジュはあるが高価である。

(2) 必要衣類

何をどの程度持参するかは各自の生活方法や家族構成により異なるので、一概にはいえないが、決定に当っては日本の夏を想像し、それぞれで判断していたら間違いない。その他特に注意すべきものについて若干列記すると次のとおり。

① フォーマルパーティは男子は背広、女性はドレス（ないし和服）

又はそれに準ずる衣装が必要である。例えば元旦の大使公邸での名刺交換会はフォーマルなスタイルで出席することとなっている。この場合ドレスでも和服でもよいが和服の人は少ない。しかしジャカルタ以外の地域の場合インドネシア人とのパーティなどに和服を着ていくと喜ばれることがあるので用意することも一策であるがいずれにしろ前任者がいる場合は問い合わせてから決めた方がよい。なお、フォーマルパーティは極くまれであり、男子の場合、背広を着る機会は非常に少ない。一方婦人方は例えインフォーマルなパーティでも着飾っていきたい心理から男性と同様とはいかない。従って男性は背広1～2着、女性はシルク又はシルキーのドレスおよびレースないしそれに準ずるようなドレス2～4着位あれば、最低2年間位は間に合せることが出来よう。勿論当地で仕立てることは可能である。インフォーマルなパーティには当地のパティックで作ったドレスを着用している例が多い。

衣料品

品名	備考
男子洋服地	入手可能、種類はかなり豊富
仕立料金	日本よりは安い。但し仕立技術は若干落ちる。
背広	入手可能だが、仕立が良くないので1～2着は日本より持参する方がよい。
ネクタイ	入手可能であるが、柄が日本人の好みに合わないものが多いので、数本持参した方がよい。但しインドネシアのオフィスではほとんど利用しない。但し専門家によっては毎日きちんと締めている例も少なくない。
ワイシャツ	ほとんど利用しない。既製品は種類が少なく高価なので日本より持参した方が好ましい。
半ソデワイシャツ	既製品は種類が少ない。日本より持参した方が好ましい。事務所ではほとんど半ソデワイシャツである。
下着 (アンダーシャツ、ランニングシャツ、パンツ)	種類が少なく好みに合ったものがないので、持参した方がよい。特に女性用綿パンティとストッキングは殆んどないので持参した方がよい。
スポーツシャツ	種類が少ない。但しゴルフウェアは出廻っている
男子靴下	入手可能なるも価格は日本より高い。日本より持参した方がよい。
ズボン	種類は豊富だが、数本は持参した方がよい。但し普段着としては当地で仕立ったもので十分である。
婦人服地	入手可能。種類はかなり豊富だが、無地の物はいい物が少ない。
仕立料金	日本に比して非常に安い。但し仕立技術は上手ではない。

品名	備考
ワンピース	種類は豊富だが、デザイン、柄等好みに合うものがあるかどうかは疑問。一般にはパディグを利用している人が多い。
ブラウス	種類は少ないので持参した方がよい。但しあまり利用の機会は多くない。
セーター (薄手)	雨季、高冷地への旅行の際は利用の機会はあるが、1～2枚で十分。当地にも少しはある。
子供服	種類は豊富、デザインと柄が好みにあうかどうかは疑問。また良い物は日本と比べ割高であるので日本から持ってきた方がよい。特にコットンジャージーは日本から持ってきた方がよい。
シャツ	入手可能
タオルケット	入手可能なるも種類が少ない、雨季には冷えるので1人当たり2枚程度は持参した方がよい。
靴	入手可能。女性のパーティ用のものは1～2足持参した方がよい。
運動靴	入手可能。子供用は使っているものがあれば持参した方がよい。
サンダル	入手可能
その他	生理用品は欧米製なので日本人は持参している人が多い。

- ② 長袖類はほとんど必要ないが、雨季には涼しい日があり極くたまには必要とすることがある。又バンドン等高原地帯を旅行する際は長袖のジャツ、ブラウス又薄手のセーター等が欲しい。暑い所と思いきなりノースリーブのものばかり持参する人が、極まれにはいるが、必ずしも暑い日ばかりでないで袖のあるものも用意すること。
- ③ 下着類は品質、サイズとも選択の余地が少なく、その上暑いので

1日2度位取替えることもまゝあり、その都度女中がごしごし洗うので生地をいためる率は日本に比べはるかに早い。これらの理由を考えると多目に持参した方が良いと思われる。

④ 寝具用タオルケットは各自2枚あてあれば十分である。

⑤ いずれにしろ日本製品は高い。

(3) クリーニングサービス

一般の洗濯物は自宅で女中にまかせておけば良いが、物によっては女中にこすられれば困るもの例えば、背広やドレスなどは、洗濯屋に出した方がよい。クリーニングサービスは一流ホテルならどこでもやっており、泊り客以外にも受付けてくれるところが多い。クリーニング業者もある。価格はホテルに比して業者の方が若干割安である。ホテルの方が業者に比し、洗いが簡単である。

4. 家具什器、雑貨品

(1) 家具

ジャカルタには家具店は多数あり、かなり上質のものから安価なものまであり、デザインも北欧風のものからインドネシア様のもので、材質もチーク、ロータン(藤)等豊富である。種類は一般日本家庭で使用している程度のもので、即ち、机、椅子、ベット、ダイニングテーブル、応接セット、サイドボード、食器棚、洋服ダンス、本箱はすべて揃っており入手可能である。価格は日本に比較すると割高である。しかし、一般的には家をかりる場合、家具付が大部分であり、2年位の任期であれば、新品家具を購入しても使用出来る期間が短いことにより、専門家自身が家具を購入する必要がある機会は何んのわずかであり、あまり心配はない。

表面に彫飾の入ったタンスやテーブル等を土産に持帰ろうとするむき

はそれぞれ専門店があるので購入可能である。但し注文しても希望どおりの彫刻デザインにならない場合があるので注文の際は十分注意すること。

(2) 電気製品

日本の一般家庭で利用している電気製品は当地ですべて入手出来ると言って差支えないであろう。わが国のメーカーでは松下電気と三洋電気が現地会社との合併で進出しており、シャープは技術協力という形でこれ又各種製品を生産している。他に米国製、オランダ製、西ドイツ製等いろいろ入っている。電気製品を日本から持って来るか、当地で購入するかはどちらも一長一短ある。品数において日本国内ほど豊富ではないので、選択の余地は限定されるが、日本からの輸送費に加え、当地での引取費（例えば冷蔵庫1台で50,000Rp位かかる）、その上引取りに要する時間等を考えると若干品質に疑問があっても、当地産を購入した方が良いのではないかと思われる。又万一の故障の際にも当地で購入したもののほうがよりサービスを受けやすい点もある。

但し、電気釜、トースター、アイロン、ラジオ、オープン・トースター等で現在日本で使用しているものがある場合はその程度は持参することをおすすめする。電圧は一般家庭は110V 50cyであるので、日本で使用中のものでも使用には支障ない。但し電圧の変動が大きく、低下するばかりでなく上ることもあるので電圧調整器（スライダック）を使用することが故障防止になるようだ。

単位 Rp

扇風機 (卓上型)	Rp	25,000～ 30,000	
冷蔵庫	Rp	100,000～200,000	大は300,000Rp以上もある。
洗濯機	Rp	100,000～150,000	
電気釜	Rp	13,000～	
トースター	Rp	10,000～	
アイロン	Rp	3,500～ 10,000	
テープ レコーダー	Rp	14,000～	

※ 日本製電気製品は当地で購入すると日本の2.5倍から3倍位かかる。

※ 大部分の日本人専門家は簡単に携帯出来るもの以外は当地で購入している人が多い。別送の場合は引取費および引取日数にかなりの経費と時間を要することを忘れないこと。

※ テレビは日本と異なりPAL方式であるので持参する場合は注意すること。

(3) 備品・雑貨類

日常生活に必要なものは大部分は当地で入手可能である。茶わん、湯呑、急須、おわん類および小鉢等の和食器は入手しにくくかつ高価であるので日本より持参すること。九谷焼の湯呑セットをいし、湯呑、又小鉢の類が最近極んのわずか出廻りはじめたが、輸入税等により価格は日本に比して2～3倍位である。洋皿、ガラス製品はほとんどすべてである。その他石けん、化粧品、歯ミガキ、タオル、トイレットペーパー、サンダル、ゴムゾリーおよび包丁等の台所用品ならびにおもちゃ等の日用品はすべて可能。だが子供のおもちゃは現在使っているものを持って

きた方がよい。サランラップは高価であるが入手可能。

入手不可能のものは子供の水遊び用ビニールプール、子供の絵本・雑誌の類位であろうか。この中でも子供用の読物は絵本にしる雑誌、小説類等日本語のものは全く何もないので若干持参することをおすすめする。また子供の文房具類（特に学童は毛筆を習うので毛筆用半紙を持参するとよい）は持参した方がよいかもしれない。

日用雑貨品入手の難易

ハミガキ	入手可能	ヘアートニック	入手可能
歯ブラシ	"	ヘアークリーム	"
化粧石けん	"	鍋	"
洗濯石けん	"	やかん	"
洗濯用粉石けん	"	組板	"
中性洗剤	"	包丁	"
安全カミソリ	"	ミガキ粉	"
" 替刃	"	ざる	"
トイレトペーパー	"	おぼん	"
ティッシュペーパー	"	魔法びん	"

※現在使用中のものがあれば、1通り持参した方がよい。

おもちゃ、浮袋、トランプ、三輪車、子供用自転車、ミニ自動車（乗用）、ゲーム類はかなり出廻っているが、日本製が多く、割高であるので、おもちゃ類は現在使っているものを持参した方がよい。

5. 日本からの送付

前述のとおり、ジャカルタには生活必需品は何でも売っていると考えて良く、極端に言えば何も持参しなくても生活を営むことは出来る。しかしながら赴任当初は、一般的にいて、何処にどんなものが売っているかわからず、自動車もないので、買物にしても不自由であり種々経費がかかるので、ある程度は持参した方が良いと思われる。特に家族同伴で赴任する方はかなり荷物も持てるので、携行出来る範囲で、衣料、雑貨類又は若干の食料品も用意することをおすすめする。

但し、別送にするには送料、引取料等かなりかかる上に引取に時間がかかるので、その分を考え合わせると現地で購入した方が良いと思う。

なお、インドネシアは、専門家の免税輸入特権は任期中いつでも、何日でも有効であるので、赴任後、定期、不定期に日本から送ることも可能である。免税手続は、JICA事務所が代行出来る。

第3章 保 健 衛 生

1. 環 境

ジャカルタは年間平均気温26℃、湿度平均70%と高温多湿の上に太陽光線に恵まれ、動植物の繁殖、成育には極めて適しているといえよう。このことは逆に各種病原菌や細菌の繁殖にも絶好の条件にあるわけである。

一方、市内の至るところに小さな川があり、下層一般のインドネシア人の水浴、洗濯に利用されるばかりでなく、下水道となっている。このため蚊、ハエ、ゴキブリ等は1年中絶え間なくおり衛生状態は極めて悪い。下水道施設はジャカルタ市内といえど皆無に近く汚物は海に流れ込むか、自然浄化に待つ他ないのが現状である。

上水道はフランス製設備をもつ浄水場があり、わが国同様塩素殺菌によって、ほぼ完全に近い状態に浄化している。しかしながら供給量ならびに配水管施設の普及は市内の約45%であり、水道の恩恵に浴する人は限られているばかりでなく、水圧が低い為管外の汚物が管内に流入するおそれがあり、このため水道の水といえども生水のまま飲むことは絶対に避けるべきである。

他方、大部分の人は日常、保健衛生にまわす経済的余裕がなく、健康診断もしないため、表面的には健康状態が握めないが潜在している患者がかなりいると見なければならぬ。中でも一番多く、最も怖いのは結核であろう。ある専門家グループが女中10数名について胸部X線撮影を実施したところ、実に7割強が肺結核であったという。次いで多いと思われるものにマラリヤがある。ジャワ島およびバリ島は比較的良好にコントロールされているが、他の地方ではまだまだ猛威を振っており、これら外領とジャワ島との往来が頻繁である以上、ジャワ島のマラリヤを完全に駆逐したと見て良いかどうか若干疑問がある。コレラについては時々新聞で発生したとの報道がある。その他天然痘、チフス、赤痢等注意を要する疾病はかなり多く、直接、間接、これらの病気に感染、発病する条件は極めて高いといえよう。

なお、これら本当の病気とは別に異国病というものがあるそうである。これについては日本電気公社の「海外生活の手引」（技術協力専門家のために）に詳細記載されているので少し長くなるが参考までに以下1部抜粋させていたゞく。

「この耳をなれない病気は、われわれが日本で生活している限り無縁の病気であるが、一度海外で生活するとなると、たいていの人が病状の重い軽いはあっても一度はかかる病気である。これは海外で生活する人の職業病で

あるといえる。

たいていの病気がそうであるように、この病気にもそれ独自の原因、徴候、経過、治療法、予防法がある。そこで、これから海外で生海される人々のために、異国病について説明しておく。

まず原因であるが、これはわれわれが生れてからこれまでの間慣れ親しんできた生活、習慣、仕事、交際の方法等が通用しなくなることから惹起される不安、気がかり等から引き起される。

次に徴候、経過であるが、これは各人によって非常に異なる。内面はともかく外面的にはなんの徴候も現われない人もあるし、まれにはあるが海外生活に耐えきれず自分の国へ逃げ帰る人もある。がともかく、この病気の罹病から全快まで4段階に分けることができる。

第1は最初の数日から数週間の間である。この間は新しいものに驚嘆し感される。普通この時期はホテルに住み、任国の人々と協調すべく努力し、また、任国の人々も礼儀正しく感謝の念をもって心から優遇してくれる。それゆえ旅行者とか視察者だとかは、このヘネムーン期間中の好印象を持って帰国し、滞在中の経験を発表する。しかし、その国に滞在し現実の生活に直面した場合には、このような好印象は長くは続かない。アバタもえくぼの時期から、アバタはアバタの時期へと移って行く。

第2の段階は任国に対して敵意をもち攻撃的になるという特徴を持っている。海外で生活するとなるといろいろと困難がある。仕事の問題はもとより、女中のこと、学校のこと、食事のこと等々枚挙にいとまがない。それらを通しての不平不満がとうじて、その国のやり方、その国の人々に対して批判をするようになる。しかし、この批判は客観的な根拠のある評価ではなく、単に相手を傷つけるものである。やがてこの批判は次第に固定した観念となってその外国人の心に定着してしまう。この段階になれば最

も危険な状態で、うまく抜け出せばよいが、どうしても不可能ならば自分の国へ帰るよりしかたがない。

第3の時期は当該国の歴史的背景に基づく社会状況を、客観的に分析する余裕が生ずるときである。その国の仕事のやり方が遅いのも、女中の手癖が多少悪いのも、自国の判断基準で判定せず理解を示せるようになってくる。

第4の段階は仕上げの状態である。あなたは当該国の風俗習慣に、あなた自身の生活様式を順応させるようになってくる。あなたは時に努力を要する場合もあるが、普通何の心配不安等の感情を持つことなく、新しい環境で生活行動できるようになる。

次に治療法であるが、上記の四つの区分からも明らかなように特效薬は無いと思わねばならない。もっぱら各人の持っている自然治癒力を期待するほかない。しかし、このような異国病があること、上記のような経過をとること、普通の人なら多少の努力で快方に向うことを知っているだけでも闘病期間中の強力な支えとなることと思う。

最後に、ではこの病気にならないような予防方法はないか考えてみよう。コレラや天然痘のような予防接種があつて、海外渡航前に簡単にできればよいがそうはゆかない。しかし、予防に役立つものが皆無ではない。一番たいせつな点は柔軟な考え方であり、異質の物を取り入れて拒絶反応を起さないことである。」

2. 医療施設

(1) 総合病院

ジャカルタ市内に病院と名のつくものは大小合わせて20以上あるが、その中で、日本人が安心してまかせられるところは非常に少なく、それすらも施設、設備および医者、検査技師の技術、両面から見た場合完全

といえるかどうか疑問である。

日本人が多く利用している総合病院の主なものは次のとおり。

病 院 名	住 所	電 話	備 考
R. S. Pertamina	Jl. Kiyai Maja		プルタミナ石油公社の附属病院。建物、設備は抜群である。
R. S. St. Carolus	Jl. Salamba Raya 41	82981-3	ミッション系
R. S. Dr. Cipto Mangukusumo	Jl. Diponegoro 71	44002-4	インドネシア大学附属病院
R. S. Fatmawati	Jl. Cilandak	71235	国立病院

※R. S. は Rumat Sakit の略で病院という意味のインドネシア語である。

病院の診療時間は午前7時ないし8時から11時ないし2時までと病院により異なる。病院によっては夕方も診療するところもある。

総合病院の中で最も設備、施設が整っているのはプルタミナ中央病院であろう。この病院は病室も清潔であり、見た感じでは最も日本人向きである。なお、この病院には日本で14年間勉強、診療にたずさわっていたDr. Satyanegara が脳外科医として勤務しているので外科関係は勿論、その他の病気でも適宜医師を紹介してくれるので、必要がある方は当事務所で紹介する。

(2) 個人開業医

個人開業医はかなりいるが大部分は昼間は病院勤務をしている人が一般である。このため自宅での開業は午後4時ないし5時以降である。緊

急の場合は朝7時位までなら診療が受けられる。

個人開業医で比較的安心してかゝれると思われる医師を大使館医務官の協力を得て選定したものが次のリストである。

○内 科	
Dr.G.Hartono	Jl.Hang Jebat II-9 K.B. 73030 月～金 午後5時～7時 日本語可
Dr.Htoyo Sukaton	Jl.Jatipatanbulan II-6-98 52615 火・金 午後5時～7時 日本語可
Dr.Moh Imran	Jl.W.Monginsidi IV-106 月～金 午後5時～7時 日本語可
○小児科	
Dr.Suhasim	Jl.Panglima Polim V-42 K.B. 70164 月～土 午後4時～6時 日本語可
○耳鼻科	
Dr.Wanee	Jl.Krinci II-2 71353 月～金(土曜は電話で了解を得ること) 午後5時～7時 元日本人
○眼 科	
Dr.Djoko Sarwono	Jl.Jamba 3 42226 予約制 月水金 午後4時～
○皮膚科	
Dr.Nata Fusada	Jl.Sungai Sambas 月水金 午後4時より
○X線科	
Dr.Kasuna Tanpati	Jl.Sriwijaya I/1B 71507 月～金 午後4時～6時
○産婦人科	
Dr.Samil	Jl.Prof. Moh Yamin 35 44366 月～金 午後4時～6時

○歯 科	
Dr.S.Gondohu Sobo	Jl.Surang 12, Menteng 51582 予約制 月曜日休診 午後2時～8時

(3) 保健所 DKK

Jl.Panglima Polim I-1 K.B.

Jl.Kiyai Caringin 7 Menteng

(4) 救急連絡

救急車の連絡は118番に電話すると来てくれる。

(5) 日本人の医師

一般開業医は全くいない。日本大使館に医務官が1人配属されている。この医務官は大使館員およびその家族の健康管理のためにおかれているもので、正式には医療行為は認められていない。しかし、専門家および家族の健康相談にはのっていただけるので、健康を害した場合など申出ていただければ、ご紹介する。

3. 医薬品

ジャカルタには薬局は非常に沢山ある。街を歩いていると"Apotik"という看板がよく目につく。これが薬局である。薬はアメリカ、西ドイツ、イギリス又一部日本製も入っており、豊富であるが、医薬分業制が確立しているため、一部の薬を除いては医師の処方箋がないと購入出来ない。このような医療制度のちがいの他に言葉の問題もあり、軽症の病気は手持ちの薬で間に合わせる事がまゝあるので、家庭常備薬は一通り用意した方がよい。

最低限度必要な常備薬

風邪薬

下 熱 剤
胃 腸 薬
外 傷 剤
眼 薬
ク ロ マ イ
かゆみ止め
蚊 取 線 香
氷 枕
ほろ帯, 脱脂綿
体 温 計

特に幼児、子供用の薬（解熱剤、化のう止め、おなかの薬等）は持参した方がよい。

なお暑いところではあるが、1日の気温較差が大きく、風邪を引きやすいし、又下痢もおこしやすいのでこの2つの常備薬は是非用意することをおすすめする。

又、蚊が多いので、虫さされ、かゆみ止め等は、特に乳幼児のお子さんがいる方は多目に持参することをおすすめする。蚊取線香は輸入禁止品目であるので沢山持込むと没収されかねないので、持参の際はカバンに分散するなど工夫を要する。電気蚊取りも便利である。

4. 健康管理

新規赴任した場合は気候、食物、生活環境等一般が急激に異なるので慣れるまでは体調を崩しやすいので注意すること。健康管理は一般的には暴飲暴食を慎み、適度の運動を行ない、睡眠を十分とること、早寝早起きの励行など、極く常識的なことを守ることが一番大切である。その他健康管理上注意することは次のとおり。

- ① 水は、井戸、水道を問わず一度5～10分間程度沸湯させてから利用すること。
- ② 大量の発汗により塩分が失われ、食欲低下を来たすので、塩分の補填を考慮した食事を考えること。
- ③ 外食の際はなま物、氷には特に気をつけること。
- ④ 疲れた時はひる寝も又、疲労回復に有効である。
- ⑤ 11月ないし3月の前後は気御の変り目であり体調を崩しやすいので注意を要する。
- ⑥ 適当にスポーツを楽しむこと。ゴルフ、テニス、ボーリング等が出来る、ストレス解消にもなる。
- ⑦ 予防注射は天然痘、コレラは日本でして来ているが、コレラの有効期間は6カ月であるので切れる直前に実施すること。（市の保健所および空港内でやってくれる。）
- ⑧ 外領へ赴くときはマラリヤ予防薬の服用を忘れないこと。
- ⑨ 年に1回位は寄生虫（回虫、十二指腸虫等）の虫下しを飲んだ方がよい。
- ⑩ 結核が多いので、乳幼児で陰性の者はBCGを必ず接種すること。（日本で出発前に実施してくることが望しい）陰性であれば、先ず感染するとみて間違いない。

しかしながらいくら注意しても発病することもあるので平素より、病気の際はどこの医者へ行くかを考えておき、いざという時、あわてないよう心掛けておくと良い。病状によっては、特に手術を必要とする際は日本へ帰国して診察を受けた方がよいであろう。

5. 理容, 美容院

(1) 理容院

一流ホテル例えば、ホテルインドネシア、プレジデント、カルチカブラザ等はすべて理容院がある。又サリナデパートの一階にもある。

(2) 美容院

理容院同様一流ホテル、即ち、インドネシア、プレジデント、カルチカブラザ等にあり、サリナデパートにもある。

クバヨランバルー地区のものを列記すると次のとおり。

- Helens Hair Beauty Salon Jl.Pakubuwono 6-33
- La Rose Beauty Corner Jl.Melawai Raya 84-85
- Remaja Jl.Melawai 6-25
- Sarawati Jl.Melawai 9-7
- Sunny Beauty Salon Jl.Raya Panglime
 Polim 11

料金は髪の長短にもより一定でないので、美容院で各自問合せる以外ないが、一応の目安としては、シャンプー、カット、セットパーマの1セットで7,000~800 RPぐらいである。

第4章 子弟の教育機関

海外勤務する上で、大きな問題の一つに子供の教育の問題がある。特に開発途上国はどこでも適切な教育施設は極めて少ないといわざるを得ない。このため、教育適令期の子供をもつ者は折角専門家として海外に赴任するのに、教育上の問題から妻子又は子弟を本部に残さざるを得ず、家族がバラバラの生活を余儀なくされているのが現状である。

これらの問題を解決するため、JICAとしても「子女一時呼寄せ制度」等改善策を講じているが、今後とも更に前進した改善策が必要である。

ジャカルタにおいては、昭和44年より日本人学校が創立されているので、低学令の子弟の教育は比較的思まれているといえよう。

(1) 日本人学校の概要 1976.12.1現在

1) 名称	日本国大使館付属ジャカルタ日本人学校	
所在地	Jl.Pasar Miggsu Tel 75386	
教員数	日本人 19名	現地採用 10名
生徒数	中学生 45名	小学生 394名
経費	① 入学金(小・中・幼とも)	15,000円
(RP払い)	② 授業料(小・中)	9,000円/月
	③ スクールバス代(小・中)	5,600円/月
	④ PTA会費(小・中)	335円/月
	⑤ 学校債(小・中)	120,000円
	退学時に返還される。	
校長	高重 義好	
通学方法	原則としてスクールバスによる。 父兄が交替で付添いの必要がある。	
学期	第1学期	4月17日～7月31日
	第2学期	8月20日～12月24日
	第3学期	1月4日～3月12日
長期休暇	学年始休暇	4月1日～4月16日
	夏季 "	8月1日～8月19日
	年末年始 "	12月25日～1月3日

学年度末休暇 3月13日～3月31日

ii) 日本人学校付属幼稚園

所在地 Jl.Tebet UTARA 468

園児数 138名

教員数 5名

経費 ① 入学金 15,000円

② 授業料 13,500円/月

③ スクールバス代 5,600円/月

④ PTA会費 335円/月

通学方法 原則としてスクールバスによる

年齢 4才児(年少組) 定員(30名)に制限がある。

52年度生の場合

51年12月より52年1月31日迄の申込

期間の後抽選により入園者を決定した。

5才児(年長組) 希望者は全員入園できる。現在

3クラスがある。

なお日本人学校ではないが3才から通えるインドネシア人経営の幼稚園(キリスト教系)があり、日本人も数多く通っている。

場所 Jl.Melawai Kebayoran Baru

(2) ジョイント・エンバシー・スクール(Joint Embassy School)

の概要

Joint Embassy School はアメリカ、イギリス、オーストラリアおよびニューギニアの各大使館の協力のもとに設立されたもので幼稚園から高校(幼稚部およびGradelから12)まであり、アメリカで使用されているカリキュラムとテキストをもとに英語で教育している。本

校を卒業し、場合は大学入試の資格（日本の大学は不可）が得られるよう配慮しているとのことである。入学資格は特になし。日本人でも子弟をこの学校に通学させている者もある。

申込方法 アメリカ大使館のJ.E.S.係か直接学校に申込む。

所在地 幼稚部およびGrade I-III

Jl.Patimura, Kebayoran Baru.

Grade IVからXII

Jl.Teragong, Cilindak

授業時間	幼稚部	7:30~11:00
	Grade I-III	7:30~12:30
	Grade IV-XII	8:00~14:00
授業料/年	幼稚部	1,024米ドル(1975年9月)
	Grade I-III	1,484 "
	Grade IV-XII	1,684 "
入学金	学校建設、維持費として1人3,000米ドル 但し、この入学金は1年毎に125米ドル減額されるが、 退学時に返還される。	

(3) インドネシアの学校

インドネシアの学校制度は日本と同様6, 3, 3制であり、日本人の子弟についても入学許可を取れば可能である。特に私立は校長の許可だけでよい。

月謝は父親の収入によって異なるので、滞在費の $\frac{1}{4}$ 位として申請すると、私立小学校で入学金6~7万Rp, 月謝4~7千Rp位であろう。小学校、中学校はジャカルタは勿論、それ以外でもどこにもある。

第5章 交通・通信

1. 交通

(1) 交通機関

ジャカルタでの生活上、自動車は、日本では考えられないほどの必要度があり、不可欠といえる。即ち毎日の通勤、買物、友人・知人とのつきあい、娯楽・スポーツを楽しむ際等いずれも自動車がなければ、どれも思うにまかせない。日本と違い大衆交通機関の発達が遅れているインドネシアでは、生活を維持エンジョイする上では車はぜいたく品ではなく、日常必需品として重要な役割を果たしている。

一般公共交通機関は次のとおりである。

○ タクシー

許可をとったタクシー会社のものは、最近ほとんどメーター制を採用している。料金は大型と中型により異なり、時間制によるものとハイヤー制のものがある。又白タクもかなり横行している。

タクシー料金は中型のもので、メーターによると最初の1kmが200Rp以降200m毎に17.5Rp、待ち時間は50秒毎に17.5Rpである。時間制のハイヤーは最低2時間制で最初の2時間は3,000Rp程度であり、以降1時間毎に1,000Rp追加となる。市外へ出ると割増料金を請求される。例えば

ジャカルタ・ボゴール往復	6時間利用	9,500Rp
ジャカルタ・バンドン片道	4時間利用	18,000~20,000Rp
“ 往復	8時間利用	25,000Rp

タクシーを利用するには、タクシー会社に電話するか、又パッサール・ホテルの前に駐車している所まで出掛けねばならない。流しは一

一般的でないので仲々利用しにくい。

比較的信頼のおけるタクシー会社は次のとおり、

Blue Bird Taxi	Jl Garuda 88-90	tel 53556	色は淡いブルー
Ratax (Radio Taxi)	Jl Kramat Raya 21	45670	色は茶
President Taxi	Jl Gajah mada 9A	52634	色は黄
P.T. HIBA		50381	

○ バ ス

市内には50ルート以上運航しており、回数も多くジャカルタ市民の足として最も利用されているものの一つである。料金はルート内であれば、何処まで行っても25Rpである。行先表示はあるが、小さくて読みにくいので地理を覚え、インドネシア語をある程度理解出来ないと利用しにくい。従来は車掌が2人おり、行先を叫んで呼込んでいたが、最近では前から乗車し、後方口からおりることとするなど整理した。

一般のバスに対する評価は、運転が乱暴、満員、不潔、スリが多いなど非常に悪いので、専門家の方は利用するにしてもかなり慣れてから利用することをおすすめする。

なお、一般のバス以外の専用バスは、P.T. HIBA (Tel 50381) P.T. SARI EXPRESS (Tel 40518) でかりられる。

○ ベ チ ャ (メカ三輪自転車)

インドネシア中どこでも見られる最も手軽な交通機関で、インドネシア庶民の足として活躍している。一応2人乗りであるが、インドネシア人は3人位乗っており、人間以外の物、例えば家具その他の荷物も運んでくれる。短きより用で、最低料金は100Rpであるが日本人とみると高くふっかけて来るので、事前に料金を交渉し、決めてから

乗ること。料金交渉をせず乗った場合、料金は相手のいゝなりに払わねばならず、2倍以上、5倍も請求されることもある。時間と料金を決めて、時間滞上することも出来る。

○ ヘリチャ(自動三輪車)

メンテン地区に多く見られる2人乗り自動三輪車で、タクシーの代用である。料金は距離により異なるが短距離で150Rp以上程度である。これも事前に目的地を告げて料金を決定してから乗ること。

○ ベモおよびオベレット

ともに小型乗合自動車、即ちミニバスである。ベモは希望のところへ運んでくれるが、オベレットはルートがきまっている。日本人はほとんど利用しない。

なお、ベチャ、ヘリチャ、ベモいずれも悪質な運転手がいるので、夜間の利用は十分注意する必要がある。

(2) 道路事情

主要幹線道路およびジャカルタの市内主要道路は舗装されており、比較的良い。ジャカルタ市内の道路混雑は東京都心並みである。

(3) 特に注意すべき交通法規

左側通行であり、日本の法規を知っていれば、大体問題ない。一方通行が多いこと、信号によらずロータリーで右折すること。モーターバイクが道路中央を縫って走ること等が注意を要する点である。又少しでも店のあるところに止めると駐車係がいて50Rpを請求される。もっともこれは駐車代というより、自動車のジャガー(見張り番)と理解すれば良いかも知れない。

(4) 交通事故の取扱い

自動車保険制度が整っているので、必ず加入すること。

人身事故を起した場合は、たゞちに最近りの警察に逃げ込んだ方が
いい。直ぐ群集が集まって来て、場合によってはリンチに合うこともある。
リンチは特に地方、いわゆる田舎に多く、事故でひき殺してしまった運
転手を村人がリンチで報復殺人してしまったという話をよく聞くので、
注意すること。いずれにしても飲酒運転は絶対に避けるべきである。故
障などのことを考えると運転手を備う方が良いと思う。

(5) 自動車の購入

1974年1月22日以降、インドネシアは、セダンおよびスティ
ョンワゴンの完成車の輸入を全面的に禁止した。(但し外交旅券所持者
は例外扱いである。)

このため専門家が車を手入する方法としては現地で組立てたものを購
入するか、先任者等が使用している免税車を譲り受ける以外にない。

現地組立車については、1974年10月に法改正を行ない、専門家
に対する措置として、①免税購入の権利を与える。②納期については特
別優先権を与える。というものである。

免税という意味は、イ・商業省、工業者が、各メーカーからの資料を
もとに検討し、関税等を差引いた価格をパベナスが最終的に決定し、発
表するものである。たゞし、この価格は1977年1月現在のものであ
り今後も値上げが予定されている。

購入価格 (1977年1月現在)

○ トヨタ車の場合

クラウン2600CC	約7,428 US\$
コロナ 1600CC	約4,935 US\$
カローラ1200CC	約3,897 US\$
ランドクルーザー	約6,225 US\$

○ 日産車の場合

バイオレット1600CC 約5,718 US\$

サニー 1200CC 約4,755 US\$

○ ワーゲン車の場合

カブト虫タイプ1600CC 約7,110 US\$

バサート 1300CC 約5,057 US\$

但し、専門家で日産、フォルクスワーゲンの新車を購入（但し組立車）を購入した人は現在の処いない。

ジープについては、輸入禁止より除外されているが、事前にイ商業省の許可をとる必要があり、「イ」政府に供与される政府間ベースのもののみ許可されている。

購入手続については

- ① 専門家が潜任すると事前申請をイ技術協力調査委員会に行ない許可を取る。
- ② 許可をもとにメーカーにオーダーする。
- ③ メーカーは生産し、エンジンナンバー、シャシーナンバーを決定する。
- ④ この車種をもとにイ技術協力調査委員会に本申請し許可を取得する。
- ⑤ 許可をもとにメーカーより車入手する。

支払は現金(Rp)とし、納期は、全手続を含めて1～2カ月である。

前任者から免税車を引継ぐことは可能であるが、現在のところ、中古車の市場価格は非常に高く、特別な事情がない限り、すいせんいたしかねる。

どちらにも購入権利は3カ月以上の任期があれば発生するが現実的に

は1年以上の任期がないと使用する意味が小さい。

(6) 自動車の売却

免税で持込んだ車（輸入禁止以前）および購入車いずれもI国内で売却する際は、関税相等等を支払う必要がある。税金は従来、購入者が支払っており、この分だけ専門家は安く売っているのが実情である。

売却先はインドネシア政府により業者が指定されており、この業者に売らざるを得ない。指定業者リストは事業団ジャカルタ事務所に問合せれば教えてくれる。現在6社指定となっている。売却の際会社の選定は注意する必要がある。

メーカーと売却契約したならば必ず、売却証明書をとりつけること。事務所はこれをもとに専門家の出国許可を取得するので、指定業者以外に売却すると出国許可が得られないので厳重に注意すること。なお、同じ身分の専門家（含国連専門家）にも譲渡できる。

任期中に新車と更新を希望する場合、3年を経過すれば権利が発生する。

なお、交通事故等により使用に耐えない場合は3年以内であっても、警察の事故証明書および保険会社の全損査定書があれば、購入することが出来る。

(7) 自動車運転免許

ジャカルタにおいても試験を受ければ、運転免許を発行してもらえる。又自動車教習所もある。教習所の自動車はかなりボンコツである。

国際免許証について、ジャカルタ交通警察の話では、1年間はそのまま有効とのことである。従って、1年以内にインドネシアの免許証に替えれば良い。しかしながら、当地の警察官のレベルを考えると、国際免許証について、どこまで理解しているか疑わしく、トラブルに際して

は、余計に煩雑な事態を招く恐れがあるので、出来るだけ速やかにインドネシアの免許証に切換えることをおススメする。手続は次のところでやってくれる。

Polisi Lalu Lintas (交通警察)

Jl Raya Genderal Sudirman

窓口は Loket Rebewes

(8) ガソリン

ガソリンはガソリンスタンドが市内の要所には必ずあり、だいたい何時でも購入出来る。料金は、スーパーはRp 90/ℓ、レギュラーはRp 70/ℓ である。

2. 通 信

(1) 郵便物

日本から送られてくる手紙、ハガキ、小包等は、最近は何程間途いなくついているようである。MentengおよびKebayoranの住宅地区は戸口配達もしてくれる。

JICA事務所を気付として手紙を送る場合は次のように書くこと。

例, Mr. A

JICA

c/o Embassy of Japan

Jl. Thamrin 24 Jakarta

Indonesia

JICAを必ず入れること。大使館に配達された郵便物は、インドネシア人が分類するため、新しく来た専門家の名前を覚えておらず、場合によってはあて先不明として処理されることがある。

なお、小包は時々中味の一部が抜き取られることがある。

インドネシアから日本向けの郵便物は以前は良く行方不明になったが、最近、あまりそういうこともなくなった。ホテル・インドネシア、ホテル・プレジデント等国际級ホテルにもmail service がある。

インドネシア国内の場合はKILAT(速達)ないしKILAT KHUSUS(特別速達)とするとだいたい1日ないし遅くとも2日位で着いているようだ。また、料金は高いがエルテへも確実に受取人に送付してくれる。

KILATおよびKILAT KHUSUS は又サンタラビル12階の郵便局で扱ってくれる。

書留にすると1週間以上かかるので急ぐ時は注意を要する。

中央郵便局 Jl.Pos 2, Pasar Baru tel 48083

(2) 電 報

電報は国内、海外とも可能であり、かつ正確に発着信している。

日本へ発信する場合の料金は1語169Rp, 最低7語である。電報局は24時間サービスを行なっている。外額はかなり遅れることがある。

電報局 (Telekomunikasi) Jl.Merdeka Sulatan 12,

tel 49357

クバヨラン地区は

電報電話局 Jl.Raden Patah 11-4 tel 71105

(3) 電 話

インドネシアの電話整備の遅れは、この国の経済発展にとって、多大な阻害要因となっているのではないかと思われる。人口千人当りの回線数は日本の251に対し、インドネシアはわずかに1.7、比較的回線数の多いジャカルタですら7である。(シンガポール平均60、マレーシア15、フィリピン7、タイ3.5でタイに比べても半分以下である。) このためジャカルタ市内でさえ、最初の数字を廻しただけで、いわゆる

話し中の状態となり、相手を呼び出すまでにはかなり根気がいる仕事である。しかし市内は通じればまずまず聞取れる。

市外はジャカルタ、バンドン間および、ジャカルタ、スラバヤ、ジョクジャカルタ、チルボン、スマランおよびデンパサール間のみがダイヤル直通であとは申込制である。申込後2～3時間待たされることはざらであり、ひどい時には4時間以上待つこともある。その上折角通じても半分位聞き取れないなど、通話状態は全く悪いといえよう。むしろ国際電話例えば東京を呼び出す場合であれば、非常に早くほしい20分から60分で通じ、かつ非常に通話状態は良好である。

なお公衆電話は、一般的にはないが、大きなホテルや空港にはあるし、又バッサールブロックエムにもある。料金は1通話25Rpである。

国際電話の申込 104番

なお電話料金は毎月20日までに所轄の電話局へ支払いに行かねばならない。遅れると延滞料をとられるだけでなく、電話を止められることがあるので留意すること。

(4) 日・1間の通信所要時間(ジャカルタ、東京間)

手紙(Air Mail)	4日～7日
電報	1日
電話(申込後)	20分～60分

3. 運 送

陸送、海送、空送とも、多数の業者があり、すべて代行してくれる。

日本から送付した荷物は、海送であり、陸送であれ、代理店が引取、通関、自宅までの転送はしてくれる。

いずれにしても荷物がある場合は、早めに事務所に相談することが望ましい。

(1) インドネシア国内の送付

国内の陸送、空送は比較的問題がなく、インドネシア中にネットワークをもっているエルテハという業者に代行させれば、かなり早くかつ安全に着く。料金は仕向地、重量、サイズ等により異なるが、10キロ前後のものをジャカルタからスラバヤまで送付して5,000ルピア程度である。

(2) 日本より海送荷物の引取り

ジャカルタであれば、タンジュンプリオク港に着いた荷物を免税手続の上、業者(カスタムブローカー)に渡し、引取りを依頼するわけである。

料金は一応の目安として、1キュービツクメーターのもの1ケースでジャカルタ市内までの転送を含めて約70,000ルピアである。時々中味の一部が紛失するという事故がある。

(3) 日本よりの空送荷物の引取り

料金はジャカルタ市内への転送を含めて、1キロ当たり500ルピアとし、ミニマム10,000ルピアである。従って小さいものであれば航空郵便小包とした方がはるかに割安である。

(4) インドネシアより日本への海送荷物

帰国時に引越荷物があって海送する場合は、業者に、まかせる以外ない。

その他梱包から日本での開梱までいわゆるドアツードアで扱う業者もあり、荷の内容により各自が判断して決定する以外ない。

なお従来専門家が利用していた業者の主なものは次のとおり

P.T. International Movers & Storage (非常に高いが正確)

電話一本で梱包から日本までの開梱まで一切をやってくれる。

(5) インドネシアから日本へのアナカン

アナカンについては、各専門家とも、自分で扱っている。勿論業者に代行させることも出来るが、手続的には簡単であるため、各自で行なっている。

第6章 使用人

1. 家事使用人

(1) 採用方法

家事使用人としては、料理女中、洗濯女中各々1名というのが一般的であるが、ハウスポーイを雇っている人もかなりいる。又家族構成によっては子守をやっている人もある。料理女中といったところで特別に料理を習っているわけではなく、前に働いていた家で覚えた程度であり、洗濯を兼務させることも出来るし、又子守と庭掃除あるいは室掃除とそれぞれ兼務させることも出来る。要するに家庭のことを2名ないし、3名で分担してやらせるわけである。

採用するに当っては、職業紹介所を利用することも出来るが、友人、知人の女中から紹介してもらうのが一般的である。割合に簡単に探してくるが、能力、信用（真面目さ）健康、清潔の4項目を日本人的感觉で採点した場合、合格するのは10人に1人もいないので、ある程度で妥協して使用する以外ない。家事使用人は住込みが一般的である。

(2) 採用上の注意

- ① 必ず面接し、いろいろ話合うわけであるが、最初は言葉の問題もあるので、前任者等の言葉の出来る者を介して、こちらの条件をはっきり伝え、かつ、相手の条件についても、イエスノーを明確にし

ておくこと。

- ② 最初の3カ月は試用期間である旨、申し渡し、よく働かない場合は解雇することを明確に伝えておくこと。
- ③ 待遇については特に説明を十分すること。
- ④ 前歴をよく確認し、止めた理由によっては採用を中止すること。
- ⑤ 禁止事項、例えば、外泊をしてはいけない。友人等を無断で門の中へ入れない。知らない人が来た場合まず名前と用件をきいてから門の中へ入れる等のことを初めによく注意しておくこと。
- ⑥ 料理が出来るといっても大したことは出来ない場合が多いのでよく聞いてから決定すること。
- ⑦ 結核等疾病者が多いので、疑しい場合は医者に診せてから決定すること。
- ⑧ ボーイは良く働く場合が多い反面、男だけに悪いことをする場合も度胸が良くかつ、女中と恋愛問題を起すこともままあり、解雇することも女中ほど単純ではないので、十分留意のうえ決定すること。
- ⑨ 仕事の分担は、はっきりさせること。いつけたこと以外はまずやらないと考えてよい。従って料理係、洗濯係、室掃除係又は兼務等ははっきり申渡しておくこと。
- ⑩ 優しくしてやることによって、喜ぶ反面、つけ上るおそれがある。インドネシアの婦人に聞くと恐ろしい程きびしく扱っている。日本人はこの点、甘やかすすぎるといわれておりながら、良くごとをいってあり、使用人を使う苦勞を味わっているのが実情である。

(3) 待 遇

- ① インドネシアの習慣として給料は、基本給に食費および副食費

(主として野菜代)又通いの場合は交通費の各費目により分けて積算するのが一般的であるので、留意すること。

- ② 待遇の決定に当っては、先任者や近所の人の意見をきいて決定すること。
- ③ 食費は金で払う人、品物を買ひ与える人、又支払いを月ぎめにする人、週払いにする人、毎日払う人等いろいろである。
- ④ 休暇は試用期間中はどちらでもよいが、試用期間が過ぎたら、月に1~2回程度は有給休暇を与える必要があろう。
- ⑤ 医療費は特に事前に決める必要はないが、怪我や病気で医者にかかった場合、医療費と月給の額を考えると使用者が負担せざるを得ないであろう。
- ⑥ 試用期間中は1000Rp程度低くしておいて、試用期間あけに上げてやることが多い。
- ⑦ 最低でも年1回は昇給してやること。物価上昇がはげしいので近所の様子によっては適宜昇給してやる必要がある。
- ⑧ ジャカルタでの在住許可証であるKARTU TANDA PENDUDUKを確認し、ナンバーや本籍地を控えておくこと。
- ⑨ 給与月額(住込食費込)

女	中	15,000 Rp程度
ハウスボーイ		15,000 Rp以上

(4) 解雇の際の注意

悪いことをした時や、いっつけを守らない時は嚴重に注意し、それでも駄目な時はお引取りいたゞく以外ない。当初の3カ月の試用期間中であっても働いた日数分の月給の他に若干の車馬賃を与えて、個人的反感や、感情的しこりを残さないようにすること。試用期間後に解雇する際

は、悪い点を指摘し、納得させてから解雇すること。この場合余程悪辣な者でない限り、働いた期間にもよるが給料の1カ月分前後の退職金は支払ってやるべきであろう。又使用者の責任ないし、都合で解雇する際は給料の2～3カ月分を請求される。

なお、良くないからという理由で、女中を取換えてみても、この次に前より、良い女中が来るという保障はどこにもない。むしろ、また1から10までわが家の流儀を教え込まねばならないことを考えると、解雇することは考えものであり、それ以上に品物のように簡単に次から次へと取換えることは出来るだけ慎むことがのぞましい。

(5) その他の注意事項

- ① 悪い時は叱る必要がある。叱らないと良いものだと思って、再度同じことをする。しかし、感情的になって、大声をあげたり、ましてや手をあげるようなことは絶対に慎むこと。インドネシア人は人前で叱られることを大変恥しがるので、最初は他人のいない所で良くいきかせる方が効果がある。それでも直らない場合は、厳しく叱ることも必要であろう。
- ② 多くの女中は使用者の品物、特に食料品(衣料品もだが)を若干ごまかすことは罪の意識を持たずにやる。米、砂糖、塩、油何でもである。調味料は月給に入っているので自分で買えと教えることが必要である。教えてもなおかつ、少し気を許すと平気で繰返す。買物に行かせても実際に買った値段より高い報告をして差額を頂戴する。というところがままある。あまりひどい場合は別として、少し位であれば月給のうちと諦めるのが良い。これも習慣の違いである。買物の場合女中が若干ごまかしてもかなり安く買ってくるが、日本人だと高くふっかけられて女中がごまかす以上に支払わされるとい

う話もある位である。

- ③ だまっけてもこの程度は出来そうなものと思ふのは甘い考へである。多くの女中はまずいゝつけた以外のことはやらないし、いゝつけても十分ことが出来ないのが一般的である。例へば子守にしても子供を上手にあやしたり、あきさせないで遊んでやる工夫などはまず期待出来ない。その都度、何度でも教へてやる必要がある。
- ④ インドネシアは太陰暦で正月を祝う。これはインドネシア人にとっては西暦の正月よりもはるかに意味のある祭りである。使用者は1年以上働いている使用人に1カ月分のボーナスと服地1着分位を与へ、4日～7日位の休暇を与える習慣になつてゐる。女中は購れて里帰りする次第である。採用後間もない者は若干の心付け程度で良いと思ふ。

しかし、レバラン(回教正月)が過ぎても帰つて来ない者は沢山いるので注意すること。

2. 運転手

一般的考へ方や使用方は家事使用人と同様であるので省略する。

(1) 採用上の注意

- ① 運転が上手だとか、タクシーの運転手をしてゐたといふふれ込みで来ても、下手な者がいるので注意すること。逆に運転は上手だが、スピードを出し過ぎたり、無理な追越しや割り込み、レーシングを楽しむような者は事故のもとなので採用する前に同乗して試験する方が良いであらう。女中と異りこちらは直接命にかゝるのでより慎重に採用する必要がある。
- ② 地理に詳しい運転手を雇ふことがのぞましい。詳しい運転手になると住所をいっただけで目的地にびたりとつけてくれる。地図を見

せても地図の見方が出来ないものが多いので、面接の際に調査すること。

(2) 待遇

月給 30,000Rp/月額
残業代 100Rp/時間

この他に夜9時過ぎには夜食代を出している人もある。

(3) その他の注意事項

ガソリンを抜くことがある。こわれたらについては適当な所で適当に修理し、請求書ないし領収書をもって来る。いろいろ先任者にきいて対策を考える必要がある。

第7章 光熱・水道

1. 電力事情

ジャカルタ市内といえども電力事情はあまり良くなく、電圧の変動、特に低下あがる。従って家庭によっては電圧安定装置(スタビライザー)を使用せざるを得ない。停電は発電所に起因するものはほとんどなくなったが、その他の原因によるものが時々ある。

一般家庭用の電圧は基本的には110V50cyである。将来はこれを220V50cyに変えて行く方針である。

電力料金は、毎月メーター検査員が来て、検針し、請求書を持って来る。これをもって出来るだけ速やかに電力会社に料金を支払いに行く。1週間以上滞納すると有無を問わず電気を切られる。

電力会社(クバヨラン地区)

Jl. Singamangaraja 1 tel 73333~4

2. 水道事情

ジャカルタ市内の上水道の供給量はDPUT都市総局のデーターによると全世帯の45%である。このため半数以上が井戸水に頼っているのが現状である。いずれにして水道・井戸を含め生水の利用は注意し、生水は飲用に供しないこと。

水源はジャカルタの東南約150kmにあるジャティルフル多目的ダムより一般河川を利用して市内に導入している。浄水場はブジョンボンガンにある。

種々の原因により断水、水の汚濁があるので、日頃から対策を心がけておくとよい。家の敷地外の水漏れやメーター修理は無料でやってくれるので水道局に連絡すること。

水道局(クバヨラン地区)

Jl. Ponjornihan 2 tel 581476

3. 家庭用燃料

家庭用燃料としては、都市ガス、プロパンガス(LPG)、灯油等であるがインドネシア人の低所得者層は灯油が一般的である。木炭も出廻っている。

(1) 都市ガス

都市ガスの普及率は約1%といわれ、国营ガス公社(PGN)のあるコタの南地区からメンテンにかけての1部のみである。

国营ガス公社(PGN)

Jl. K.H. Zainul Arifin 20

(2) プロパンガス

プロパンガスはジャカルタの日本人家庭で最も多く利用されているもので、これは国营石油公社(プルタミナ)製である。ガスボンベ1本の

容量は10kgで約110千カロリーであり、一般的に料理に使用するの
であれば半月位は使用出来る。

プロパンガスの中味の料金 1本(10kg) 2,050 Rp

クバヨラ地区の販売所

Nyola Permai (Elpiji Service)

Jl. Sultan Hasanuddin (Gas Station Block M)

tel 73996

(3) 灯油

灯油コンロは比較的安く売っており、これを利用している家庭もある。
灯油は灯油販売所があり購入出来る他、天秤をかついで売りに来る者が
多数ある。カロリーが低い点が難である。灯油代は店により若干異なるが
500Rp/1缶(中味のみ)である。

第8章 通貨ならびに為替

1. 通貨

現行の通貨呼称はルピア(Rupiah, Rpと略す)である。流通してい
る銀行券は25, 5, 10, 25, 50, 100, 500, 1,000, 5,000, 10,000
Rpの10種類、コインは1, 2, 5, 10, 25, 50, 100ルピアの7種
類であるが、政府の方針としては100Rp以下はコインに替えていくと
のことである。

外国通貨(米ドル, ポンド)は銀行およびホテルで自由に交換出来る。
又ルピアを米ドルに交換する場合は銀行であれば可能である。ただし、ジ
ャカルタはドル紙幣が払底しているため、金額が多額になるとドル紙幣が
ないといわれることがある。

日本円は東銀ジャカルタ支店およびその他1部銀行で交換可能である。

(売買ともに)

2. 為 替

(1) 相 場

ルピアと対米ドル間のレートは政府の施策により全く固定しており、ほとんど変動しない。

基本交換レート

米 ド ル	\$ 1	Rp 415.00
日 本 円	¥ 1	1.39

日本円をドルないしルピアに東銀で交換できる。

(2) 対日送金

当地の銀行、例えば、東京銀行ジャカルタ支店を通じ送金出来る。

(3) 滞在費等の受取り方法

当地の銀行に口座を開設すれば問題はない。ドル口座を持てる。但し、住宅手当前払金等でドルで引出す場合は1%の手数料を取られるので、多額に及ぶ場合は注意を要する。

専門家によっては、東銀信託ニューヨークに送金し、当地で引出している。直接ジャカルタへ直接送金する方法とは一長一短あり、どちらが有利とはいえない。

但し、ジャカルタの例では、本部からの入金による、銀行からの案内が、東銀ジャカルタからは毎月20日前後にあるが、New Yorkからは約1週間遅い。New York信託の小切手による東銀ジャカルタからの即時引出しは毎月600\$を限度としこれを越える場合は、New Yorkに残金照会(送金させる)してからでないと引出せないで時間を要する。

第9章 出入国管理

1. 出入国・外人登録およびビザの更新

入国の際はビザを取っておけば、全く問題はない。

JICAから派遣される専門家および家族は個人的に外人登録をする必要はない。又3カ月以上滞在する者はビザが切れても更新の必要はない。専門家にとっては、ビザはむしろ入国許可であって、ビザがあっても3カ月以上の滞在者は入国後速やかにインドネシア外務省の滞在許可をとらねばならない。滞在許可は1年しか与えられないので、1年毎に更新する必要がある。家族は専門家の滞在許可期間に合わせて発行される。途中呼寄せた場合、例えば半年以内であっても、専門家の滞在許可が切れる時に合わされるので同時に更新する必要がある。

任期が1カ月以内の専門家はビザだけで良いが、1カ月以上3カ月未満の者は出国許可のみをとる必要がある。3カ月以上滞在する者は帰国の際は出国許可をとる必要がある。これは調査団員にも適用する。

いずれも事務所が取得事務を代行している。

省によっては労働移住省の労働許可、又地域によっては警察の証明書、および労働移住省の許可を取れとそれぞれのオフィスから申入れがあることもある。この点についてはイ外務省に問合せたところ、全く必要ないという意見であった。しかし、各省や地域オフィスとの間にいらぬ摩擦を起さないためにも手続をしておいた方が良いと思う。

2. 税関検査

(1) 携行荷物

ジャカルタ空港の入国検査は非常に厳しく、公用旅券でもすべてカバンの中味を調べられる。同一種類の新しい衣類や品物、土産など多量に持込むと時により課税される場合がある。専門家は免税特権があるが、

そのためには手続が必要であり、携行荷物には間に合わないので、課税対象になりそうなものはアナカンにすれば免税手続をとるので課税されることはない。(但し、引取りにかなりの日時を要する。)携行荷物持参の際の注意事項は次のとおり。

- ① ダンボール箱の携行は、カーゴ扱いとして、即日引渡が出来ないことがあるので使用しないこと。
- ② 携行品申告書(飛行機の中で配布)には、カメラ、ラジオ、テープレコーダー等1台ずつであれば、詳細記載せず、Personal Effects Only とのみ記入しておくこと。なお機内でスチュワーデスに問うと正確に申告した方が良いとアドバイスされるが、申告したために課税されたというケースが多いので専門家の場合は前述の要領で進めた方が、トラブルが少ない。
- ③ 新品は包装を解いてくることが望ましい。新品の包装のまま持込むと課税対象となることがある。

(2) アナカン

アナカンはすぐ引取れると理解している人が多いが、ジャカルタでは決して早くは引取れない。従って、到着後、すぐ必要なものは何とか携行で持参する以外ない。しかし携行荷物は通関の際課税するというような問題があり、どちらにするか、非常に難しいところである。アナカン送付の際の注意事項次のとおり。

- ① 引取に非常に時間がかかる。現在ジャカルタの国際空港のエアーカーゴは政府の委託を受けたP.T.Kardik という会社が一切を取り仕切っている。このためエアウェイビルは航空会社からこの会社に渡り、ここから我々の手元へ来るわけである。

その後、当事務所で免税手続(約1週間を要す)に時間がかかり、

更に引取り業者に依頼して通関業務に10日～15日ほどを要し、はじめて手許に届くわけである。

② アナカンを送る際は、必ずエアウェイビルナンバーを聴いてくるか、写をもらって来ること。また、信頼性を考えると日航により送った方が無難である。

③ 保管料は重量により計算されるが、日数により累進御をとっているため1日も早く引取れば割安である。現在利用している業者は1週間以内に引取り手続を完了する前提で保管料込みで、手数料としてキロ当り500ルピアでやっている。

(3) 任国外旅行の手続

公務、私用を問わず、任国外に旅行する場合は、技術協力調整委員会を通じ、イ外務省より出国許可ならびに再入国ビザを申請取得する必要がある。

時間的には1週間以上の余裕をもって、事務所に申出ていただければ、事務所が手続を代行する。

任国外旅行は事業団本部の承認事項であるので、1側の休暇承認書ないし出張命令書を添付のうえ、事前に申請する必要がある。

旅行先がパスポートに記載されていない国であれば、渡航先追加を総領事館にお願いする必要があるが、いきなりパスポートを持参しても、JICA事務所の承認がないと総領事館では受付けてくれないので事前に事務所と相談すること。

いずれも事務手続上の問題であって任国外への旅行が制度上困難というわけではない。

3. 持込・持出禁止品

(1) 持込禁止品

国際的に禁止されている物以外でインドネシアが持込禁止をしているものは、国内産業の保護・育成という観点と思想面に係る観点からのものに分れる。

輸入禁止品目リスト（1976.12.31現在）

LIST OF IMPORT BAN USING M L/C

<u>NO.</u>	<u>NAME OF GOODS</u>
1.	Textile
2.	Cement
3.	Carbon paper and stencil sheet
4.	Iron bars for concrete
5.	Ceramics
6.	Glucose
7.	Bicycle chain

LIST OF TOTAL IMPORT BAN

<u>NO.</u>	<u>NAME OF GOODS</u>
1.	All kind of second hand material
2.	Mosquito repellent
3.	Monosodium Glutamata
4.	Tire on special size
5.	Matches
6.	Book Cover
7.	Note Book
8.	Drawing book
9.	Books, magazines and all kind of printed material in Indonesian language and other local language.
10.	Unbleached cotton cloth
11.	Hand-woven cloth with stripe/special design
12.	Sarong with printed patterns
13.	All kind of textile with batik design
14.	Second hand bottle of measuring glass from 350 to 650 cc
15.	Galvanised iron sheet
16.	Galvanised iron roof or ungalvanised from all kind and type
17.	All kind of mat made from palm leaves
18.	Veil to be covered on food for avoiding from flies
19.	Letter basket and waste basket made from iron wire
20 & 21.	Mouse trap
22.	Trap for wild animal
23.	Basket trap for fish
24.	Fly-strooking tool & other tool for the same to catch & annihilate animal made from iron wire or wire, chicken wire and other kind/type of iron industries product in relation or not with wood or other common material

25. Advertisement board or announcement board and other kind of board
26. Advertisement board or announcement board and other kind of board, using frame or not
27. Measuring instrument for dry commodities and liquid
28. Paper clips
29. Office stamp and all kind of stamp for giving date, no, and signature marks and etc.
30. Dry battery from special size; height : 60 mm, contour line 33 mm (1.5 volt - Um-1).
31. Electric lamp and TL lamp from special size
32. Transiever/television as furniture and etc.
33. Built-up commercial car
34. Built-up motor cycle

IMPORT BAN USING M L/C DUE TO
 DECREE OF THE MINISTER OF TRADE
NO. 112/ JUNE 12, 1976 SOME COMMODITIES

<u>NO.</u>	<u>NAME OF GOODS</u>	
1.	Aluminium Extrusion	T.P. 76.08.10 - 76.08.90 - 76.06.00
2.	Accu separator	T.P. 85.04.40
3.	Pastic sack	T.P. 39.07.30
4.	Coal	T.P. 27.04.00
5.	Candy, sweets	T.P. 17.04.00 - 18.06.00
6.	Gelatin (made from seaweed)	T.P. 13.03.30

Jakarta, June 16, 1976

(2) 持出禁止品

重要文化財，極楽島

第10章 便宜供与

(1) 便宜供与

- ① 住宅：ランボン農業開発プロジェクトでは官舎を1部専門家用に建設，提供してくれている。又養蚕開発プロジェクト長期調査員には，官舎を安く提供してくれた以外はすべて，専門家の個人負担である。住宅手当として現金の供与もない。
- ② 出張旅費：公共事業省，農業省，労働省，情報省，パベナス等この省，総局でも一応予算をもっており，業務出張については，出張旅費を提供している。ただし予算額に限りがあるため，十分であるとはいえず，1部金額が少ないとか直ぐ支給されないなど問題はある。
- ③ 公用車：一般的には本省といえども車の数が十分ではなく，かつ各々の車が個人に張り付けられているため，専門家の通勤に供されることはかなり困難である。一方出張等で任地外へ行く際はその先手で用意してくれるのが一般的である。
通勤用の車の提供に代えて，ガソリン代を金券にて提供してくれるところがある。

(2) カウンターパート

各総局ともに英語の出来るカウンターパートを配してくれる。しかし，カウンターパートの質，性格は各局により若干その位置づけが異っており，本省のアドバイザーは総局長ないし局長など行政官ともいえる人が

なっており、技術のトランスファーをするには問題が多い。

(3) 免税特権

① 荷物の輸出入の免税

政令第19号(1965年)により専門家については、身廻品、電気製品、食料衣料等輸入禁止品以外はすべて、いつでも免税輸入出来る。又輸出も出来る。自動車については、インドネシア国内で組立車を免税で購入出来る。

② 所得税の免除

政令により専門家については一切所得税は免除される。

第11章 言語、刊行物および放送

1. 言語

(1) 公用語

公用語はインドネシア語である。インドネシアは13,000余の島からなる群島国家であり、このうち約5,000余島に人が住んでおり約250余の地方語が話されている。従ってジャカルタを一步はなれるとそれぞれ異った地方語をもっている。

しかし、小学校からインドネシア語の教育を義務づけており、就学率65%といわれる教育の普及と相俟って、インドネシア語はほぼ完全に全国に普及しており、何処でも一応話を通じる。

それでも地方ではその地域の言葉が日常には話されており、年寄りなどはその地方の言葉でないと通じないこともまゝある。又その地域の言葉話を話すとより親密感を与えるようである。

外国語は英語が最も普及しており、どこの役所でも管理職は勿論中堅

職員は一応英語が出来る。オランダ語は一部上流階級のみで、次第に力を弱めている。しかし本屋には、英語の本と並らんでオランダ語の勉強用の本も結構ある。

(2) インドネシア語事前学習の必要性

インドネシア語を事前に学習することは大いに必要である。特にジャカルタ以外では業務上も必須である。家庭では女中、運転手、又一步外へ出れば買物等ほとんどすべてインドネシア語を要求される。それ以上に、仕事上もかなり多くの報告書・文献等がインドネシア語で発行されており、これらを理解することは業務遂行上、大変有利である。

しかしながら、英語はこの国の人にとっては一種の Status Symbol であり、英語が出来るカウンターパートが配されたりレポートは英語或はイ語でかく必要があるので、英語は事前に十分勉強する必要がある。現に英語があまり上手でないというより下手なため、1側からクレームがついた事例もある。

2. 刊行物

(1) 一般刊行物

ジャカルタ市内には本屋はかなり沢山あるが、日本語の刊行物は新聞・雑誌を除き全く売っていない。

英語で書かれた小説や技術書は Gunung Agung という大きな本屋に行くと若干はあるが十分ではない。

英字新聞は次のものがあり、電話で注文するとクバヨラン等の住宅街であれば戸別配達もしてくれる。近所で取っている人を通じ配達人に申込むことも出来る。

The Indonesian Times

Jl. Hayam Wuruk 8 tel 49332

Indonesian Obesever

Jl.M.Sangji tel. 43230

(2) 日本の新聞・雑誌の購読

日本の新聞、雑誌等の定規購読は当地の下記のエージェントがあり、契約すれば可能である。但し、取扱い商品は限定されており、希望のものを取寄せてもらうことは出来ない。又定規購読制であり、欲しい時だけ買うことは出来ない。取扱品以外を希望する場合は各自、日本より送付依頼する以外ない。

エージェントに申込みとクバヨラン等の住宅街であれば、戸口配達をしてくれる。ジャカルタ以外の地域へ配送してもらう場合は配達料をとられる。

このエージェントは、海外新聞普及協会の代理店で元日本人の職員がいる。

o C.V.OCS Indonesia

Jl.Pangeran Jayakanta Dalam 16.Rtool.

RW.08

Mangga Dua Salatan Jakart Pusat.tel 20392

友田氏又は鹿毛氏

購読料のめやすとして数社のみあげるが、これ以外にも日本の新聞・雑誌(週刊誌・月刊誌)の主なものは殆んど購読できる。

朝日新聞	17,700Rp/月	(51.12.31現在)
毎日新聞	"	"
読売新聞	"	"

3. 放 送

(1) ラジオ放送

ラジオ放送は情報省の管轄下にある国营ラジオ放送局(RRI)の本部局がジャカルタにあり、中央局がメダン、ブルオクルト、ウジュンバンドンの3局、地域局が42局ある。ジャカルタでは朝6時から夜12時まで放送サービスがあり、朝7時20分から45分まで、午後5時30分から6時まで、それぞれ英語放送を実施している。それ以外はすべてインドネシア語である。聴取料はジャカルタの場合、月50Rpである。

その他民間放送局がジャカルタだけでも39局あり、これは主として音楽、ラジオドラマ、そしてラジオ広告が主要内容である。すべてインドネシア語放送である。

英語放送としては、BBC、VOA、ABC、が良く聴取出来る。ラジオジャパン(NHK)も一時間おきに30分ずつ放送しており、前半15分は英語、後半15分は日本語でニュースが主体である。ラジオジャパンを聴取するには、NHKによると3バンドのトランジスタラジオが望ましいとのことである。アンテナを屋外に張ると良く聴えるとのことであるが、インドネシアは雷が多いので、十分注意する必要がある。なお、放送周波数に合わせたクリスタルを日本から購入してくると周波数を探す手間はなくなる。これはNHKに問合わせると親切に教えてくれる。

(2) テレビ放送

テレビ放送は国营テレビ放送局(TVRI)があり、毎日午後5時から11時まで放送している。番組制作はジャカルタ、ジョクジャカルタの2局で、バンドン、スラバヤ等ジャワ島内のみに7局の中継局がある。

外領には実験局が4局あるのみである。聴取料は月200Rpである。

現在テレビ放送は白黒であるが、近くカラー放送を始めたいとして、準備をしているが、白黒の普及率でさえ極くわずかであり、カラー化については政府内部でも異論あるとのことであるので、実施はかなり先になりそうである。

放送内容はニュース、娯楽番組等インドネシア語であるが、アメリカ映画を放送しており、これは英語でやっている。

但し、当国のテレビはPAL方式(走査線620本)で日本の方式と異なる。

第12章 気候、治安および風俗・習慣

1. 気 候

インドネシアは赤道沿いに東西約5,000km南北2,000kmの範囲に13,000余の島嶼群が点在しており、その面積は日本の約5倍に達する。又世界有数の火山国で3,000m以上の高山が40以上あり、気候は地域によって変化がみられる。

ジャカルタはほぼ赤道直下、南緯6度に位置しており、インドネシアの都市で最も暑い都市の一つである。毎月の平均気温は一年を通じて20°~27℃で、年間温度差はほとんどない。しかし一日の気温較差は大きく、日中の最高(約33℃)と夜明けの最低(約24℃)の差は約10℃ほどで、朝夕は比較的しのぎやすい。又寝る時は暑くて裸で眠ってしまうと明け方に風邪を引くことがある。インドネシアの気候は一般的に雨季と乾季に大別される。ジャワ島は5月から10月が乾季で、11月から4月が雨季である。雨季になると毎日一度は雨が降り日によっては朝から降ること

もあるが、一般的には午後3時頃集中的に降るいわゆるスコールである。年間降雨量は平野部で約2,000mm、山岳部で3,000mm以上、ところによっては4,000mm以上に達する。年間降雨量の大部分は雨季に集中する。

2. 政情・治安

(1) 政 情

スハルト大統領は、総選挙によって選ばれた国会議員等によって構成される国民協議会において合法的に任命されたもので、民主的に誕生したものであるが、その実情は軍事政権的色彩の濃いものである。

1965年の9・30事件以降共産党は、非合法化され、かつデモおよび集会（集会は許可制）が規制されているなど大衆運動に行ない得ない状態である。

国会および政党が有名無実化しているので、急激に政権交替があるとすれば、軍人の中からドラマチックな形が出る以外ないであろう。

なお、現政権の信頼度を示す国会議員総選挙は1977年5月に予定されている。

(2) 治 安

街の治安という面では、軍人、警察権力が強い割には犯罪が多い。

特に最近の世界的インフレのあおりを受けて、ジャカルタでも物価上昇が激しく、かなりの部分を占める低所得者層の生活は非常に圧迫されており、スキあらば犯罪をおかしかねない予備軍的性格者は、相当いると思われる。

日本大使館近辺でも追はぎ、強盗が出没したという話もあり、コソドロ、置引きの類はかなり多いといわざるを得ない。

わが国の専門家にも、夜道や人混みで腕時計を強奪されたとか、家にドロボーが入ったとかいう話は沢山あり、どれもが犯人がたい捕された

という話は聞かない。

具体的事件を列記すると次のとおり

- ① 夜道を1人で歩いていて、ナイフをつきつけられ、腕時計を強奪された。
- ② ホテルのロビーに大きなカバンと一緒に貴重品を入れた小さいバッグを置いて一寸をはなれたスキにバッグが紛失(盗難)
- ③ 帰宅のためヘリチャに乗り込んだとたん賊にナイフをつきつけられ腕時計を強奪された。
- ④ サリナデパートの前で夜、1人歩きをしていて3人組に囲まれ、多額の金品を強奪された。
- ⑤ 自宅の応接間に置いておいたラジオが、女中が掃除のため、門の鍵を開けておいたほんの一寸したスキに紛失(盗難)した。
- ⑥ 自宅の中庭に干しておいた衣類を屋根づたいに入った賊により持去られた。

以上はほんの一例であり似たような例は枚挙にいとまがないほど多い。

これらについて警察に届出た場合、捜査費を請求されたという話もあり、品物が戻った例はほとんどない。

従って夜道の一人歩きはしない。出歩くときは大金を持たない、ラジオ等高価品は、出掛けるときは寝室に入れて鍵をかけるなど自衛する以外ない。

仮りに強盗に会ったら、腕時計なり若干の金品なりを与えれば、犯人は逃走するので、間違っても抵抗して、ナイフで刺されることのないようにした方がよい。

勿論、日本でも犯罪は沢山あり、それに比してジャカルタだけが多いというわけではなく、開発途上国はどこでも貧しきゆえに、ついつい悪

事をはたらくことが多いという程度である。

かなりの専門家が被害に遭ったとしても全体から見れば、そう多くないので、必要以上に神経質になることはないが、常に注意をおこたるべきではない。

(3) 緊急時の連絡

現在の状況から判断するに緊急事態が近く発生する要素は小さいが、1974年1月15日の田中前総理来訪時にも誰もが予想し得なかった事態の発生に鑑み、ジャカルタ事務所では、緊急連絡の場合の電話連絡経路図を常時作成し、不測の事態にそなえている。

緊急連絡すべきニュースは、当初大使館参事官より技術協力担当書記官を通じて事務所長に入ることになっている。事務所長はこれを所員に流し、以降経路図に従って、各専門家に連絡するシステムである。

(4) インドネシア人の対日観

インドネシア人はその出身地によりそれぞれ物の考え方も異なるため、日本人のように単一民族としての総称された形での物の考え方というもの、教育のある政府要人、軍人、インテリアなどのエリート階級は別として、現在なお生成の途上にあるといえよう。

もちろん時代の流れとともに、インドネシア民族としての“National Identity”も急速に高まってきており、それぞれの種族が自分達だけの文化圏の特質を維持してゆくことは早晚困難となってくるものと予測される。しかしいずれにせよ、それぞれ特有の物の考え方を持っている種族からなるインドネシア人は、いったい日本人にどのような感情を持っているのであろうか。

一般的にいて、インドネシア人は、日本人に対しアジア人としての同族意識を持っており、「仲間意識」が働きやすいという点が指摘され

よう。したがって、自ずと期待感も大きく、そこには日本人に対する素朴な親近感のあることが感じられる。しかしこの素朴な感情は、ややもすると日本人の態度や出方如何によっては挫折感、失望感に転化されやすいといえる。このような二律背反の感情は、ある時には日本人によく、ある時には憎しみとなることを意味している。

インドネシアの著名なジャーナリストの一人は、インドネシア人の対日感情を比喩をまぜて次のように論じている。

「インドネシア人の発想からいうと、金に困った時は兄弟、親戚縁者のところにまず借金にゆく。どうしてもだめだとなれば、仲間のところに無心にゆく。インドネシアが経済基礎を含めいろいろなことでもいつも他国に先がけ、最初に日本に援助要請にゆくのも、上述の仲間意識が働くからである」

また、別のジャーナリストは、日本人を評して、「率直にいうと、われわれインドネシア人は白人に劣等感を持っているが、日本人に対してはこの種の感情はあまり抱いていない。われわれの目には日本人は金持ちのアジア人、インドネシア人は貧乏なアジア人とうつる」とも述べている。

しかし、上記のごときウェットな感情とは別に、欧米の合理主義を身につけ、冷徹な判断力を備えたインテリの中には、日本に対する過大な依存は日本の支配につながると考え、等距離外交を展開すべきだと力説する者がいる。

たしかにインドネシアの中年以上のインテリの多くは、太平洋戦争時代日本軍により要注目人物としてのレッテルをはられ、冷遇されたこともあって、日本人に対するイメージは必ずしもよくはない。インテリの一人はインドネシア人の日本人像につき、「われわれインドネシア人は、

日本人につき三つの顔しか知らない。第1の顔は第2次大戦中の、びんたをはったり、ふんどし姿の日本軍人。第2の顔は、賠償協定時代に「女」を献上したみにくい日本ビジネスマン。第3の顔は、経済至上主義の現代の日本人」とはきすてるように論じている。

しかし一見反日的ともいえる同人の場合にも、日本との友好関係を求めて「日本人はもっとよい別の顔を持っていることを知っている。みにくい顔だけでなく、立派な顔をもっともっと紹介するように努力しなければならない」と強調している。

さきほど、インドネシア人は白人に劣等感を持っているとのインドネシア人ジャーナリストの発言を紹介したが、社会の近代化の度合、経済水準の差などから、日本人に対しても白人に対するのとは大小の差はあっても同じような劣等感を抱いていることは十分に想像できる。また同族意識が働くため、インドネシア人の日本人観には、白人に対するよりも複雑なものある点に注目すべきだと思われる。日本人に対する素朴な親近感が裏切られた場合には、その感情が憎しみに変わることもあり得る。したがって、インドネシア人と交際する時には、日本人に対する複雑な感情を刺激して、いたずらに反発を招くようなことのないよう、その言動には十分注意する必要がある。

常に対等の立場で対話を続けること。できるだけ違和感を持たせないよう共通の話題をみつけ、アジア人としての親近感を醸成するよう努めること。その例として、(1)日本の神道の中心地伊勢神宮は高床建築で、これはまさにインドネシア各地で見られる伝統的建築様式と同類であるとか、(2)日本の有名な伝説「かぐや姫」は、インドネシアの伝説「Jaka Tarub」と筋書きが同じであるとか、また、(3)インドネシア人はよく手で食事をするが、日本人も大好物の「すし」を食べる時には「はし」よ

りも手を使って食べる方が本当の味を満喫できるとかいった話題をならべ、彼らの気持を解きほぐすように努めることが大切である。

インドネシア人は、現在でも相互扶助の精神に富み、日本の古き時代のよさを持っている。したがって何よりも大切なことは、われわれ日本人が相談相手として彼らのいうことを真剣に耳を傾ける必要があるということである。

日本人はインドネシア人から大きな期待感を持たれているので、かりにその期待に応じられない場合でも、日本人は努力するとの姿勢を示さなければならない、と著名な有識者の一人は強調しているが、これはわれわれ日本人にとって示唆に富む言葉といえよう。

3. 風俗・習慣

インドネシアは13,000余島で構成されている世界最大の島嶼国家であり、その中に300以上の種族が250以上の言語を話し、それぞれの習慣をもって分布している多様国家である。従って、風俗・習慣および経済活動は多様を極めている反面、政府の施策とコミュニケーションの発達により、一般化、共通化され、統一化されつつあることも事実である。中心はいうまでもなく人口の約65%を占めるジャワ島であり、政府の中樞はジャワ人に握られているといっても過言ではない。宗教的には世界の大宗教はすべて分布しているが、全体の90%をしめるイスラム教の影響は絶大である。又、300年に及ぶオランダの植民地支配の影響で西洋文明、西洋の習慣が取入れられ、この国の文化は益々多様化、複雑化された面をもっている。例えば、インドネシア人は友達に逢う時、又、初めて人に紹介された時は握手をするし、名刺を出すのが一般的であるようにかなり西欧的習慣をもっている。

このような背景のもとにいろいろな風俗・習慣があり、一概にどうとは

いえないが、インドネシアの習慣を全く無視して、日本的風習を押し通すことはヒューマンリレーションを重要とする技術協力においては得策ではない。インドネシアの風習について、たとえ無視しても、われわれ日本人であれば、外国人だからということで大目に見てくれると思われるので、神経質になる必要はないし、日本人が全くインドネシア人と同様の生活することは不可能であるが少くとも彼等の風習を理解し、無意識のうち相手に不快感を与えるようなことを避ける努力をするべきである。

一般的風習を次に列記する。

① 右手を使うこと。

インドネシア人は排泄後の処理に紙を使わない習慣が一般的である。事後水洗するわけであるが、この際必ず左手で洗淨する。このため、左手は非常に不衛生なものであると考えているので、物を持ったり、他人に渡す時は必ず右手を手う。特に食べ物やお金については、日本人といえども、インドネシア人に渡す時は絶対に右手を使うようにした方がよい。

② 豚肉を食べない。

これはコーランに豚は不浄な動物であるとあるところから来ているようで、イスラム教徒はまず食べない。最近ではジャカルタのような都会では平気で食べる者もふえているが、熱心な信者は絶対に食べないし、それほど熱心とも思えないものでも食べないのが普通である。インドネシア人を招待するような際は事前に確認しておく必要がある。なお、われわれ外国人が豚肉を食べることについては、習慣の違いと割切っていて抵抗感はないようである。

③ 犬が嫌いである。

これも又、コーランから来た宗教的なもので、非常に犬を嫌う。イン

ドネシア人を招く時は放し飼いにしないよう気をつけること。逆にドロボーよけにはかなり効果があるようだ。

④ アルコール類はあまり飲まない。

これも宗教的なものである。コーランには聖書の十戒に当るような五戒があって、これはドロボー、姦淫、飲酒、ギャンブル、麻薬を禁じているそうである。インドネシアには酒類の販売は勿論、公営カジノがあり、ドロボーは多く、赤線・青線もあり、とても五戒が守られているとは思えない。しかし、一般的にはアルコール類は嫌いな人、飲まない人が多いので、日本式に無理強いさせるようなことは慎むこと。又泥酔するほど飲むことも避けること。

⑤ 人差指で人を差し示さない。

日本人にとっては文字どおり人差指であるが、インドネシア人にとってはあまり愉快なものではないそうである。インドネシア人は頭で指すというか、首を横に振って差ししめすか、親指で差ししめすのが一般的である。

親指のことをジャワ語(インドネシア語化されつつある)でジュンボールといい、これは「素晴らしい」という意味もある。

⑥ 頭をなでないこと。

日本人でも大人の頭をなでることはまずないが、可愛い子供や、良いことをした時には良くなる習慣があるが、インドネシア人は頭には決してさわらない。子供が可愛いという時には頬をつねる。全く見ず知らずの人や、近所の年上の子供にわが子をつねられることがまゝある。これは可愛い証拠だそうで喜ぶべきことなのだそうだ。頭にさわることが嫌う理由としては、特に理由はないが、要するに失礼であるということ、きたない手でさわるといふことで嫌われているようだ。

⑦ 腰に手をあてないこと。

西欧人は良く腰に手をあてて立話をしているし、日本人でも恐った時などは腰に手をあてるが、インドネシア人は相手と話をする際、腰に手をあてるということはまずない。腰に手をあてる時は敵対心を現わしている時だけだそうである。

⑧ 足を組まないこと。

年長者や、上司と一緒に椅子に坐っている時足を組むことは不孫な態度なのだそうである。ましてや夫人方が、足組みすることは避けた方がよいといわれている。

⑨ 午睡の習慣がある。

インドネシア人は通常、早起きである。その代り午睡の習慣があるので、午後5時以前の訪問は差支えた方がよい。

⑩ マンディの習慣がある。

マンディとはお風呂に入ることという場合もあるが、一般的には、インドネシア式風呂を指す。即ち風呂に入る代りに水をかぶるのである。マンディ場のない者は川で水浴する。これもマンディである。暑いので汗をながすれめであろうが、これが習慣になり、うすら寒い日にも元気良く水を浴びている。1日3～5回位やっており、日本人が1日1回風呂に入るよりもはるかに清潔であると思っているようだ。

⑪ お祈りすること。

イスラム教会、即ちモスクからは毎日5回必ず読経の声が拡声器にのって町に流れ出て来る。熱心な信者は1日5回、朝4時、昼12時、午後4時、夕方6時、夜8時に室にとじ籠ってお祈りをする。一般的には金曜日の12時にモスクへ行く者が多い。ジャカルタのある合併企業の労働者が、お祈りの時間を要求したという話があるし、個人の運転手や、

女中でも熱心なものは時間を要求する者がある。信教の自由からいっても、頭から拒否すべきでなく、対応してやる必要がある。早朝4時にガナリたてられるのは外国人にとっては安眠妨害である。

⑫ ハジ

ハジというのはアラビアのメッカに巡礼した者に与えられる名誉ある尊称である。ハジになると一般の黒い回教帽ではなく白い帽子をかぶれる。なんの変哲もない帽子だが、回教徒にとっては最大の憧れの的であり、この帽子をかぶっている者は心なしかいづれも得意そうである。それほど憧れの地である。百姓が田畑を売って行ったという話もあり、とにかく毎年3~4万人が行っている。

⑬ 名前

インドネシアにはいわゆる「姓」はない。日本では「姓」と「名」があって、その家族はその姓を名乗り、名だけが違っているのとは様子が異なっているため、最初はまごつくことがある。

各地で必ずしも同様ではないが、インドネシア人の名前の構成は、基本的には、本人の名を先に書き、その後へ親の名を書く。女性が結婚した場合は、本人の名の後へ夫の名を書く。また、スマトラ島のバタック族の場合は、本人の名の後に自分が属する部族（ナスチオンとかバンガベアンなど）の名を書く。

インドネシア人の名はまた、イスラム系のアラビア名、サンスクリット系の名、クリスチャン系の名に大別できる。たとえば、「アリ」はイスラム系の名で、「チョクロ」はサンスクリット系の名であり、「ヨハネス」はクリスチャン系の名である。

⑭ 招待について

インドネシア人が社交的かどうかは知らないが、家に遊びに行ったり、

招いたりしてやると大変喜んでくれる。日本人のみでなく、外国人とつきあうのが珍しいのか、又は名誉なのか、とにかくかんげいしてくれるので、出来るだけ行ったり、招いたりすると理解の助けになる。

⑮ お茶などについて

インドネシア人を招いた場合、お茶を出しても仲々手をつけない。すすめられてからでないし飲まない習慣があるので、飲物を出したら、"どうぞ"といってやる必要がある。又逆に招かれた際は、お茶などが出ても、あわてて飲まないこと。"シラカン(どうぞ)"といってくれてから手を出すこと。なお、百姓屋などへ行った時、生水とおぼしき物が出て、飲みたくなくてもすすめられた時は、飲む振りをして口をもって入ってから飲まずに置くのが礼儀だそうである。グラスに手もつけずというのは失礼に当る。

⑯ 迷信について

インドネシア人は迷信と思われるようなこと、特にゆうれいを信じている。不思議なほど真剣に信じている者もいる。昼の12時頃や夕方6時頃には外出してはいけない。火曜日と土曜日は旅行に出るはいけない。玄関の入口の所に坐ってはいけない。その他、ゆうれいにまつわる話は沢山ある。一既に軽べつせず、聞いてやると喜ぶ。

⑰ 内向的性格

インドネシア人は(ジャワ人)内向的であり、忍耐強い国民である。面と向ってはめったに他人の批判をしない。反面、勸忍の緒がされると爆発することがあるので注意すること。

又、批判されるとしたら余程目に余るものであると大いに反省する必要がある。

⑱ チップについて

チップの習慣は日本よりは一般的といえるが、必ずしも強制的印象はない。ホテルおよび一流レストランはサービス料10%が加算されており、チップをやる必要はない。但し、ホテルのルームボーイには用事をいづけた時、50~100 Rp やっておくと、次からも良くやってくれる。空港のポーターは荷物の個数、重さによりサービス料金が掲示してあるので、チップとはいえないかも知れないが、普通ケース1個100 Rp 程度。タクシーは不要であるが、大部分の運転手は一応要求する。

⑭ ゴットンロヨンについて

いわば相互扶助の精神のことであり、困ったものがいたら助けるのが当たり前ということである。農繁期の労働力の相互提供という形から、道で車が故障した際などは村人が沢山来て助けてくれる。又、兄弟のうち1人でも出世したり、金持ちになると一族郎党が集まって、世話になる。これらは皆コーランによる恵み与えることの出来る者は幸せなりという精神から来ているものであろう。

ここに紹介したのはほんの一部で他にもいろいろあり、地域によって異なるので注意する必要があり、少しずつでも覚えて、理解していったら良いと思う。反面一部の風習は大都会においては次第に忘れられていきつつあるのも事実である。

第13章 娯楽・レクリエーションおよびスポーツ

1. レクリエーション

(1) ジャカルタ案内

ジャカルタは大きくわけて3つに分けられる。いわゆるコタ地区は17世紀のオランダ統治時代に発達した旧バタヴィア市街で、現在は銀行、商業の中心である。メンテン地区を中心としたジャカルタ中心部はオランダ統治時代の高級住宅街として発展し、現在は、新官庁街の中心地である。クバヨラン地区は、戦後の都市計画の一環として建設された。新興高級住宅街で、ジャカルタの中心地より南西約8kmの地点にある。主な見どころは次のとおり。

1) メンテン地区(中心部)

○ タムリン通り

独立(ムルデカ)広場から南へ、ホテル・カルチカブラザ前に至る新官庁街の中心地。宗教省、中央銀行、サリナデパート、国連ビル、プレジデントホテル、ホテルインドネシア等のビルが立ちならんでいる。日本、オーストラリア各大使館があり、ソ連、大使館が建設中である。

○ イمام・ボンジョル通り、ディボネゴロ通り

ホテル・インドネシア前から東へ、インドネシア大学までのびる官庁街で、各国の大使館及び公邸が多い。両通りの接点にパベナスがあり、その前に日本より寄贈した友好親善3婦人像が据えられて

いる。

○ ホテル・インドネシア

日本の賠償担保借款800万ドルで建築したもの。1959年に着工、1962年に完成した。14階建。1974年4月に増築し、現在総室数は780である。

○ スサンタラ・ビルディング

当初、純賠償工事として1,400万ドルでホテル・インドネシアの向い側に着工したが、賠償担保借款の支払い不履行のため賠償による資金調達が困難となり、30階分の鉄骨のみを組み終ったところで中止の己むなきに至った。

その後、ウスマ・スサンタラ・インターナショナル会社（三井とインドネシア政府との合併）が約2,000万ドルを追加し工事を進め、1972年12月に完成、開館した。同ビルは、地下1階地上30階で、高さ110米である。

○ 日本大使館

日本大使館は1965年に着工し、1967年3月に完工した。9階建で、総床面積は約7,200平方メートル。

○ サリナ・デパート

日本の賠償担保借款1,100万ドルで建設したもの。1963年に着工、1966年に開店した。全建物をサリナ会社が経営する。資本の大部分は政府所有。地階及び1～4階を百貨店、5階サリナ・デパート、事務所6～7階、ヘルスセンター8～11階を各企業が事務所として使用し、12～13階料理店、14階ナイトクラブに使用している。

○ ジャカルタ・センター

サリナデパートの北側にある建物で、中に映画館及び賭博場(カジノ)がある。

○ 独立宣言場

ディボネゴロ通りの北、プガンサン、ティルム通り56番地のスカルノ邸跡。

1945年8月17日故スカルノ大統領とハッタ元副大統領がインドネシア共和国の独立を宣言した場所。現在記念碑の後方に白亜5階建の産業開発展示館がある。

○ 独立広場及び国民記念塔(MONAS)

スカルノ政権時代には例年8月17日の独立記念式典に、ジャカルタ市民50万人が集まった広場で中央に高さ110メートルの国民記念塔があり、その上端の金箔の尖の高さは約10メートルある。尖の部分は30キロの金を使った金張り、塔の部分は男性を表わし、台座の部分は女性を表わし、全体でインドネシア国民を表わしている。広場内の事務所に申込んで頂上までエレベーターで登ることができる。

広場の北に大統領官邸、西に博物館、ラジオ放送局、南に電信電話局、東にガンビル駅がある。広場の南側約 $\frac{1}{3}$ はジャカルタフェアの敷地で毎年6月から7月にかけて、世界各国から各種商品が出品展示される。

○ 大統領官邸(ムルデカ宮殿及びネガラ宮殿)

大統領が公務を行なう場所で国賓のための大ホール、大統領のためのモスク(回教寺院)がある。

元オランダ総督の官邸であった建物である。

○ 国立博物館(MUSIUM PUSAT)

ムルデカ広場の西側にある。

1868年(明治元年)に建てられたオランダ風の美しい建物で、タイ国王から贈られた象のブロンズが正面にあるところから象の建物(グドンガジャ)と呼ばれている。

多数の石像、インドネシア各地の文化遺産、古代発掘品、中国及び日本から渡来した陶磁器が陳列されている。

なお、2階にある特別室(日曜のみ公開)には各地方のスルタンが使用した王冠、装飾品、祭礼具等黄金作りの品々が展示されている。

ここでワヤン(陰絵芝居)が月2回演ぜられる。

開館:月曜を除き火、水、木、土、日は午前8時30分~午後2時30分、金曜は午前8時30分~午前11時30分。

○ イスティクラル・モスク(大回教寺院)(ISTIQLAL)

ムルデカ広場の北に建築中の巨大なモスク(回教寺院)で、スカルノ時代に着工されたもので、現在完成が急がれている。完成後は東南アジア最大のモスクとなる。

○ タマンイスマイルマルズキ(TAMAN ISMAIL MARZUKI)

チキニラヤ街にある。ジャカルタの文化センターと云った存在でプラネタリウム、巨大な野外劇場(インドネシアの伝統芸能が演ぜられる。)劇場(詩の朗読、近代演劇が行なわれる)展覧会場、映画館がある。この場所はインドネシアにおける著名の文化人であったイスマイル・マルズキにちなんで名づけられたものである。

○ 日本人納骨堂

ジャティ・ブタンブラン墓地内にある。本納骨堂は1960年11

月に完成した。現在無名の者を含め54柱が安置されている。年2回お彼岸に慰霊祭が行なわれる。

○ バンテン広場

独立広場の東方にあり、中央に西イリアン解放記念塔が立ち、広場の半分はバス・ターミナルとして使用されている。

なお、この一角にインドネシアの超高級ホテルボロブドールが完成、1974年3月にオープンした。総部屋数866。

○ パッサル・バルー商店街

ジャカルタで最も賑やかなショッピングセンター。高級商店が多く、いわゆるジャカルタ銀座。

2) クバヨラン地区

○ アグン・アルズハル回教寺院 (AL AZHAR)

1958年に完工したジャカルタ最大の寺院で収容人員5千人。青空をバックにくっきりと白い姿を見せるこの寺院は絵のように美しい。

○ パッサールブロックエム

新開地にできたショッピングセンターで、食料品、衣料品、電気製品は勿論、木彫やパティック等の土産品店があり、賑やかである。

3) スナヤン地区

○ スナヤン競技場 (COMPLEX SENAYAN)

ソ連よりの1,250万ドル借款で1958年に完成、同年第4回アジア競技大会、1963年新興国スポーツ競技大会 (GANEFU) が開催されたところで、メイン・スタジアム、水泳場、各種室内競技場の近代スポーツ施設がある。特にメイン・スタジアムは、ソ連のレーニン競技場を模倣したものと云われ、大鉄傘に柱を使用せず、観

客席に屋根があるのが特徴で、収容人員は10万人。なお、この競技場に隣接して、ゴルフ場、アイス・スケート場、射撃場、映画館、ナイトクラブ、レストランがある。また、ここにドッグ・レースがあり、毎週水、土、日曜日の夜8時からレースが開催される。

○ 国会（DPR）及び国民協議会（MPR）議事堂

スナヤン競技場の北西隣りにあり、ともに中共の援助によって新興国会議（CONEFO）会議場として、建設中であったが、1965年9月30日事件（共産党のクーデター）で計画が挫折した。その後インドネシア側が自力で、DPR及びMPR議事堂の部分のみを改築し、1968年に完成使用を開始した。

○ ジャカルタ首都管区警察本部

スナヤンの立体交差道路をはさんで、スナヤン競技場の東側にある。

○ 兵士博物館（MUSIUM ABRI）

警察本部東方、ガトット・スプロト通りにあり、もとデヴィ夫人の住いで故スカルノ大統領がボゴールからジャカルタに出た場合の居所となっていた。

1945年のインドネシア独立に際しての写真及び人形による戦争の再現場面、兵器等が展示されている。

開館：月曜日を除き毎日午前9時から午後5時。

○ G. K. B. I.（インドネシア・パティック協同組合連合会）の更紗（パティック）陳列場

特産品のパティック（ジャワサラサ）（特にジョクジャカルタ、ソロ及びブカロガン産）を陳列、一般に販売されている。営業時間は、日曜を除き、月、火、水、木曜日午前8時～午後4時、金曜日

前8時～11時、及び午後2時～午後4時、土曜午前8時～午後1時。メンテン地区サバン街には、販売所があり、日曜を除き、午前8時～午後8時まで開店。

○ グラハ・プルナ・ユダ (GRAHA PURNA YUDHA) と
ベテラン・ホール

スナヤンの立体交差道路ぎわに立ち空とぶ円盤のようなベテラン・ホールと、17階建の通称グラナダビルで、インドネシア4軍、(陸、海、空、警察)の兵士たちの大集会場及び事務所となっている。1973年3月に開館された。

4) コタ地区 (含魚市場)

17世紀頃建設された旧バタビア市街である。現在は銀行、商業(輸出入、卸、小売)の中心地で華僑が多い。魚市場、グロドック市場(肉、野菜)朝市場(野菜)など賑やかである。

魚市場は1973年12月にスダ・クラブと改称された。魚は勿論、船具、釣り道具、美しい貝がら、サンゴ、タイマイのはく製を売る店が並んでいる。

市場前の警察署になっている建物は昔のポルトガルの要塞であったものである。又、オランダ統治時代の家具を中心に展示している博物館がある。

5) タンジュン・ブリオク地区

ジャカルタ市の中心地から約10キロメートル東北にあり、ジャカルタの外港、タンジュン・ブリオク港がある。

6) ビナ・リア (BINA RIA) 海岸娯楽センター

コタとタンジュン・ブリオク地区の中間、アンチャール地区にある。一大娯楽センターで夜が賑わっている。ボーリング場、カジノ、ドラ

イブインシッター、ナイトクラブ、モーターもある。

ハイライ競技も行なわれている。

7) ジャティネガラ地区

ジャカルタ市の東南部で、米のジャカルタへの流入地である。華僑が多い。ジャティネガラ駅の東方にチビナン刑務所がある。

○ ジャカルタ・ボゴール・バイパス

米国の800万ドル借款で建設されたもので、タンジュンプリオクからジャティネガラを経てボゴールに向け、市の東部を南北に貫通している。1961年着工し、1963年完成した。沿道に各種合併企業が建設されており、今後の発展が見込まれている。

○ プロマス競馬場 (PULO MAS)

ジャカルタの北部、ジャカルタ・ボゴール・バイパスを港の方へ向う途中にあり、毎日曜の午後レースが開かれている。

8) パッサルミング地区

○ カリバタ英雄墓地

ジャカルタ市の中心より南方約8キロメートルの地点にあり、広さは4万5千平方メートル、1954年11月10日に完成したもので、国家に多大の功績のあった政治家、軍人、文官等1125体が葬られている。宗教の別はない。1965年9月30日事件(共産党によるクーデター)の犠牲者、ヤニ陸相及び、ジュアング元首席大臣、スータン、シャクリール元首相、1973年12月18日死去した、スマントリ教育・文化相らが含まれている。最近、独立戦争に参加した元日本兵が日本人として初めて埋葬された。

○ 動物園 (KEBON BINATANG)

ジャカルタの中心より南方約20キロメートル、パッサル・ミン

グ駅から西へ約5キロメートル、カリパタ基地から約12キロメートルの地点に動物園があり、休日は、行来客で賑わっている。動物の種類は多くないが、出来る限り檻に入れず、野生の姿のままを見せている。

○ 日本人学校

ジャカルタ日本人学校は、JL. RAGUNAN NO.1、PASAR MINGGU、JAKARTA SELATANに所在する。生徒児童数は、1974年5月15日現在、小学生(235人)、中学生(26人)、合計261人で、これに幼稚園児(102人)を加えると363人の多数になる。

9) 観光バス

○ モーニングツアー(約3時間)

中央博物館、国民記念塔、大統領官邸、果物市場、ショッピングセンター、スポーツセンター、パティック工場、等を訪問

料金は 1650 Rp 幼児は半額 毎日運航

乗車場は Interhouse Hotel 9.00、Benjamin Hotel 9.05、Asri Hotel 9.15、Kartika Plaza 9.25、Indonesia Hotel 9.30、Asoka Hotel 9.35、President Hotel 9.40、Sabang Hotel 9.45

○ アフタヌーンツアー(約3時間半)

英雄記念像、住宅街、大使館通り、独立宣言場、インドネシア大学、アンチャール地区、タンジュンプリオク地区等を訪問

料金 2500 Rp 幼児半額 毎日運航

乗車場は President Hotel 2.20PM、Indonesia Hotel 2.30 PM

○ イーブニングツアー（約4時間）

タマンイスマイルマルズキ、カジノ、ナイトクラブ、（インドネシア料理合）を訪問

料金 7,000 毎日連航

乗車場は、Indonesia Hotel 7.00 PM.

○ ボゴールツアー（約5時間）

訪問先は植物園 料金は6,250 Rp 幼児半額 申込は2人単位
この他にブンチャックが毎日ある。又、申込みば、バンドンツアーも用意してくれる。

申込場所 Batemuri Tours LTD. Jl. Persatuan 22,
(Branch office, President Hotel)

telp 54912-15

(2) 海水浴場

○ ビナ・リフ

前項ジャカルタ案内のビナリアの項参照

ビナリアの一部に海水浴場があり、インドネシア人はかなり沢山水浴を楽しんでいるが、水が汚れており、あまりおすすめ出来ない。むしろ、モーターボート等の船遊び位がよいところであろう。

○ メラック（フロリダビーチ）

ジャワ島、西北端にあり、ジャカルタより約100 km、スマトラ島が対岸にのぞめる。景色の良いところである。水はきれいで、波もおだやかであり、南国の海水浴を十分に楽しめる。宿泊はメラックビーチホテルが唯一のホテルで、設備としてはジャカルタの上流ホテル並みでまずまずといえよう。食事は高いわりにおいしくなく、ホテルのボーイは手くせが悪いのが多いので、十分注意する必要がある。

宿泊料はシングル17 \$、ツイン20 \$。

土曜、日曜は海岸で泳いでいると、丸木舟がやって来て、舟遊びに誘われる。沖にある無人島へ渡ることも出来る。無人島には珊瑚礁があり、生きている珊瑚や熱帯魚を見ることが出来る。

舟代は1時間300～500 Rp位で交渉が纏まるようだ。

予約申込は

Ranayana City Hotel Jl. Jati Baru 57 45866
52824
Vay Tour プレデントホテル内

○ プラバンラトウ(サムドラビーチ)

ジャカルタより南へ150 km、インド洋に面した風光明媚な所である。ここにあるサムドラビーチホテルは日本の賠償で建てたホテルインドネシア級の高級ホテルで、泊り心地は抜群である。

しかし、海はいつも波が高く、遊泳禁止の立札が立っているため、浅瀬や砂浜での砂遊び程度とし、水泳はホテルにあるプールで楽しむこととなる。

食事は安くはないが、西洋料理、インドネシア料理を食べさせてくれるし、味はますますといえよう。

予約は、ホテルインドネシア内にある代理店に申込みことが出来る。

○ ブロースリブ

ジャカルタの北方海上にブロースリブ(千の島という意味)と呼ばれる大小無数(約130といわれる)の珊瑚礁が散在している。水泳、釣り、スキューバダイビング等楽しめる。主なものは次のとおり。

① ブローアイル(Pulau Air)

タンジュンプリオク港より船で約2時間のところにあり、日帰りも可能。宿泊施設はバンガローがあるだけで、あまり良いとは

いない。レストランはある。

申込 Kartika Bahari Unit Perkapalan

Jl. Dajak 46, Tanjung Priok tel 291185

② プローブトリ (Pulau Putri)

タンジュンプリオク港より船で約4時間半、スカイバンという小型飛行機で20分でパンジャン島につき、そこから船で約30分位のところにある。宿泊施設はバンガロー、コテージがあり、なかなか良く、レストランの設備もある。ブロースリップでは最も、有名な観光地である。

宿泊料金 (週末) バンガロー A 48米ドル B 36米ドル

コテージ A 24米ドル B 18米ドル

スカイバン往復 (船賃を含む) 25.5米ドル

予約場所 Putri Skindiving Center

Jl. Kesehatan III-12 tel

③ ブロームリンジョ (Pulau Melinjo)

ムリンジョ島へは毎月1回、団体の1泊旅行が組まれている。申込は個人でもよいが、一定の人数を纏めて、団体とし、楽団サービス込みである。団体行動のため、食事の時間等は制約を受けるが、島へついてからは、自由時間と各種のサービスを用意している。

料金は、食事、飲物、バス、船賃込み

大人 70米ドル

子供 35米ドル

予約場所 Hotel Monas

Jl. Merdeka Barat 21. tel 43104
43631

(3) ボーリング場

- ホテルカルチカブラザ(地階) 16レーン
- ビナリア 40レーン
- グロドック 20レーン
- パッサールブロックエム 20レーン

料金は、1ゲーム300~400Rp 貸靴50Rp

いつでも待たずにゲームが出来る。

(4) ゴルフ場

- スナヤンゴルフコース 18ホール パブリック

Jl. Asia Africa, Pintu 9, Senayan tel 582508

グリーンフィー 月~金 1,500Rp

土、日、祭日 2,500Rp

- ファトマワティゴルフコース 9ホール パブリック

Jl. Runrah Sakit Fatmawati, Cilandak tel 71238

グリーンフィー 月~金 800Rp

土、日、祭 1,500Rp

- ラワマダンゴルフコース 18ホール メンバー制 6361ヤード

Jl. Rawamangun tel 82849
83566

- ビナリアゴルフコース 18ホール

- ハリムゴルフコース 18ホール

- サワンガンゴルフコース 9ホール パブリック

グリーンフィー 月~金 1,000Rp

土、日、祭 1,000Rp

○ サワンガンカントリークラブ 18ホール パブリック

Bogor tel

グリーンフィー 月～金 1,500 Rp
土、日、祭 3,000 Rp

○ ボゴール 9ホール パブリック

メンバー 50,000 同会費 1000

グリーンフィー 月～金 750 Rp
土、日、祭 1,000 Rp

(5) 遊園地

○ タマンリアジャカルタ

ムルデカ広場の東南の一角にある。

子供用各種乗物がありミニ後樂園といったところ。

開園 月～金 午後5時～11時

土 午後5時～12時

日 午前9時～午後12時

○ タマンリアルマジ

スナヤンの北側、ジャカルタテレビ局に隣接する公園で、タマンリアジャカルタほどではないが、子供用の乗物がある。しかし、広々とした公園でのんびり散歩を楽しむにはこちらの方が良い。又、池があって舟遊びも出来る。

開園 月～土

日

○ タマンミニインドネシアインダー

1975年4月にハリム国際空港の裏手に開園したインドネシア公園

である。公園はインドネシア各地方の典型的建築による住宅を配置し、その地方地方の民芸・特産品をはん布している。中央に大きな池があり、池の中にはインドネシア群島を形どった島があり、その上をケーブルカーがとおる等、この公園を見ることによってインドネシアの大自然を理解させようという美しい公園である。

(6) 動物園・植物園

○ 動物園

前項、ジャカルタ案内参照

○ 植物園

ジャカルタの南方約60キロメートルの高原都市ボゴールは、約、335年前に開かれ、気候が涼しく避暑地として知られ、雨量が多い。市の中心部にボゴール宮殿と呼ばれる白亜の建物がある。これは、1745年、当時のオランダ総監 VAN IMHOFF (ファン・イムホフ) が設けた別邸で、戦後大統領の離宮となった。庭園には奈良から移したと云われる鹿が放し飼いにされ繁殖している。この宮殿の附属施設が世界的に著名な熱帯植物園"ボゴール植物園"である。1817年オランダの植物学者、REIN WARDT (レイン・ワルト) によって開園されたもので、面積は、約114万平方メートル、熱帯植物約6千種、総数約5万の植物が集められている。直径1メートルで世界最大の花と云われるラフレシアや大鬼蓮がある。蘭の温室には、1962年美智子妃殿下がインドネシアを訪問された際命名された新種"ミチコ"蘭がある。日曜日以外は自動車ごと入園出来る。

(7) 映画館・その他

○ 映画館

中心街から町はずれまで、至る所にあり、総数約40館といわれて

いる。インドネシア、香港、アメリカ製の映画を常時上映している。

極くたまには日本映画も上映されることがある。

○ ナイトクラブ・バー

ナイトクラブ・バーともに多数あり。

○ カジノ

次の3カ所が市営カジノでルーレット等各種ゲームがある。

Copacabana Bina Ria, Ancol, tel 271163

New Interational Amusement Center,

Jakarta 劇場内, Jl. Thamrin tel 46097

Pix Amusement Center, Jl. Hayam Wuruk tel 22205

○ ハイライ

インドネシアではハイライという。ピナリアに隣接して、ハイライスタジアムがあり、日曜を除く毎日夜7.30～夜中の2時までやっている。

○ タマン、イスマイル、マルズキ

前項、ジャカルタ案内参照

○ ドックレースおよび競馬

前項、ジャカルタ案内参照

2. 日本人クラブ

ジャカルタには在留邦人相互の親睦、日伊両国の親善、文化交流をはかり、両国間の通商および経済協力に寄与することを目的とした日本人クラブ「ジャカルタ ジャパンクラブ」がある。ジャパンクラブは在留日本人で構成されており、法人部会と個人部会とに分かれている。法人会員は、ジャカルタに事務所を置く日本企業で構成されており、現在105社が会員となっている。個人会員は、ジャカルタに在住する「日本国籍をもつ成

人」であることが資格であり、現在会員数は約750人にのぼる。

クラブハウス J1. Suwiryo 23 tel 48044

毎週月曜日 休日

会 長 石田 美(東銀 支店長)

クラブハウス内には、ジャパクラブ事務局(事務局員アスリ夫妻)をはじめ、会員のための集会室、日本料理店「葵」があり、又、若干の日本書籍、新聞および麻雀、囲碁の用具が備えつけられている。

なお、会員のため月2回、日本映画が上映されている。

3. スポーツクラブ

インドネシアは東南アジアで最もスポーツの盛んな国である。ジャカルタスナヤン地区に競技場(Senayan Sports Complex)があり(前項ジャカルタ案内を参照)、こゝで各種のスポーツを楽しむことが出来る。

スナヤン競技場の一角にKONI(National Sports Committee of Indonesia、日本の体協に相当)事務所があり、これがインドネシアのアマチュアスポーツの協会である。こゝで相談すれば、各種のスポーツ協会ないしクラブを紹介してくれる。

なお、インドネシア人が最も好むスポーツは、サッカーとバドミントンである。日本人は一般的には、ゴルフとテニスを楽しんでいる。

ジャカルタにあるスポーツクラブ

○アーチェリー	○野球	○バドミントン
○バスケットボール	○ボウリング	○ボクシング
○ビリヤード	○ボート	○サイクリング
○フェンシング	○フィールドホッケー	○フットボール
○ゴルフ	○ハンティング	○スキューバダイビング
○水 泳	○ピンポン	○テニス

- 陸上競技
- バレーボール
- 水上スキー
- 重量あげ
- レスリング
- 乗馬

その他、空手、柔道、拳法のクラブもある。又、スポーツではないが、
コントラクトブリッジやチェスのクラブもある。

参照願いたい。

「インドネシアの旅 Indonesia World Travel Books
(株・ワールドフォードプレス発行)」

附 録

1. ジャカルタ土産

インドネシアの思い出として、又、親しい人への贈物として、一般的な土産品は、ジャワサラサ(パティック)、木彫品、銀製品、錫製品、そして動物のハク製等が喜ばれる。

(1) パティック

パティックは大きくわけてソロ系とブロンガン系がある。ソロ系は紺、茶、白を基調としたもので、ブロンガン系は、多彩で模様も派手でありカラフルである。品質は手がき、スタンプ(プリントのようなもの)、両者の組合せのものがあり、当然ながら手書きが高く、スタンプは安い。生地は木綿が一般的であるが、高級品ほど良いものを使っている。

(2) 木 彫

素材は縞黒たん、白ダン、サオーである。産地はバリ島で、沢山の木彫工場があるが、いずれも、小さいものは子供など見習い工の作品なので、良いものを希望する向きは、ある程度大きい高価なものを選ぶ必要がある。

(3) 銀、錫製品

銀製品はジョクジャカルタ、錫製品はバンカ島が本場である。

かざり物、アクセサリー、食器等の製品がある。

(4) ハク製品

亀、山猪、アライグマ、虎等のハクセイ、ワニ皮具、水牛の角細工、竹細工がある。

2. 日本からの土産品

対インドネシア人に対する土産は、所属先に対しては必ずしも必要としないが、関係者にあげておけば、その後の業務遂行に若干プラスはあろう。

いざれにしてもインドネシア人は日本品であれば何んでも喜ぶので相手の地位により、名刺代りのものから若干高価なものまで使い分けたら良い。

在留邦人に対しては食料品が圧倒的に喜ばれよう。特に日本的なものでジャカルタで入手しにくい生ものが人気がある。

塩鮭、タラコ、カマボコ、納豆、日本酒

せんべい、カステラ、ドラヤキ、和菓子

ツクダニ、魚の干物、茶、のり

第 3 部

インドネシアの統治組織

I 概 説

三権の概略と政府機構

主権在民であり、国民に代って主権を行使する国権の最高機関として国民協議会 (Madjelis Permusjawaratan Rakjat) があり、憲法を制定し、国策の大綱を決定し、大統領、副大統領を選出する。

国民協議会は定員 920 名、うち半数は国会議員、残りは軍、官、官、地方代表より成る。

1. (行政権)

大統領 国家の元首であると共に行政府 (内閣) の長であり、国務大臣を任免し、軍事を統帥し宣戦、講和、条約の締結権を含む広範な行政権を行使する。各大臣は大統領を補佐し、政府各省の事務を所管する。

国民協議会に対して責任を負う。

最高諮問会議 行政機関すべての監査を行ない委員は終身任命制である。

閣僚構成リスト (総理大臣はない)

内務大臣	17大臣	省あり
外務 "	5 "	政府活動の調整
国防治安 "		
法務 "		

情報大臣
大蔵 " "
商業 " "
農業 " "
工業 " "
鉱業 " "
公共事情 " "
運輸通信 " "
教育文化
保健 " "
宗教 " "
社会事業 " "
労働・移住協同組合
(無任所開発大臣)
経済・財政・工業担当大臣
国民福祉担当大臣
行政管理担当大臣
研究調査担当大臣
官房長官

2. (立法権)

大統領と国会によって行使される。

国会は一院制で法律案を審議し、これに承認を与える議員全員が国民協議会の議員を兼ねる。国会議員は5年ごとに選挙により選出される。

- 国会の定員460名
 - 360名 選出議員（政党及び職能団体グループ所属）
 - 100名（統領が任命した議員）
 - 75名 軍人
 - 25名 職能団体グループに属さない民間人

○国会の会期 8月16日～翌年8月15日（途中休会期間があり通常の開会期間は年4回）

○大統領の国政方針演説 通常国会の開会（8月16日）の冒頭に行なわれる。

○選挙権，被選挙権 — 21才以上の国民

○1971年の総選挙で選ばれた360名の党派別内訳

Functional Group(Golkar)	236
Muslim Scholars Party	58
Muslim Party of Indonesia	24
Indonesia Nationalist Party	20
Muslim Federation Party	10
Protesuant Party of Indonesia	7
Catholic Party	3
Tarbiah Islamiah Muslim Party	2

3.〔司法権〕

司法権は最高裁判所及びその他の司法機関が行使する。

裁判官の任免は大統領によって行なわれる。判事は終身任命制である。

大統領は、最高裁判所に諮問した後、赦免、恩赦、刑の破棄及び復

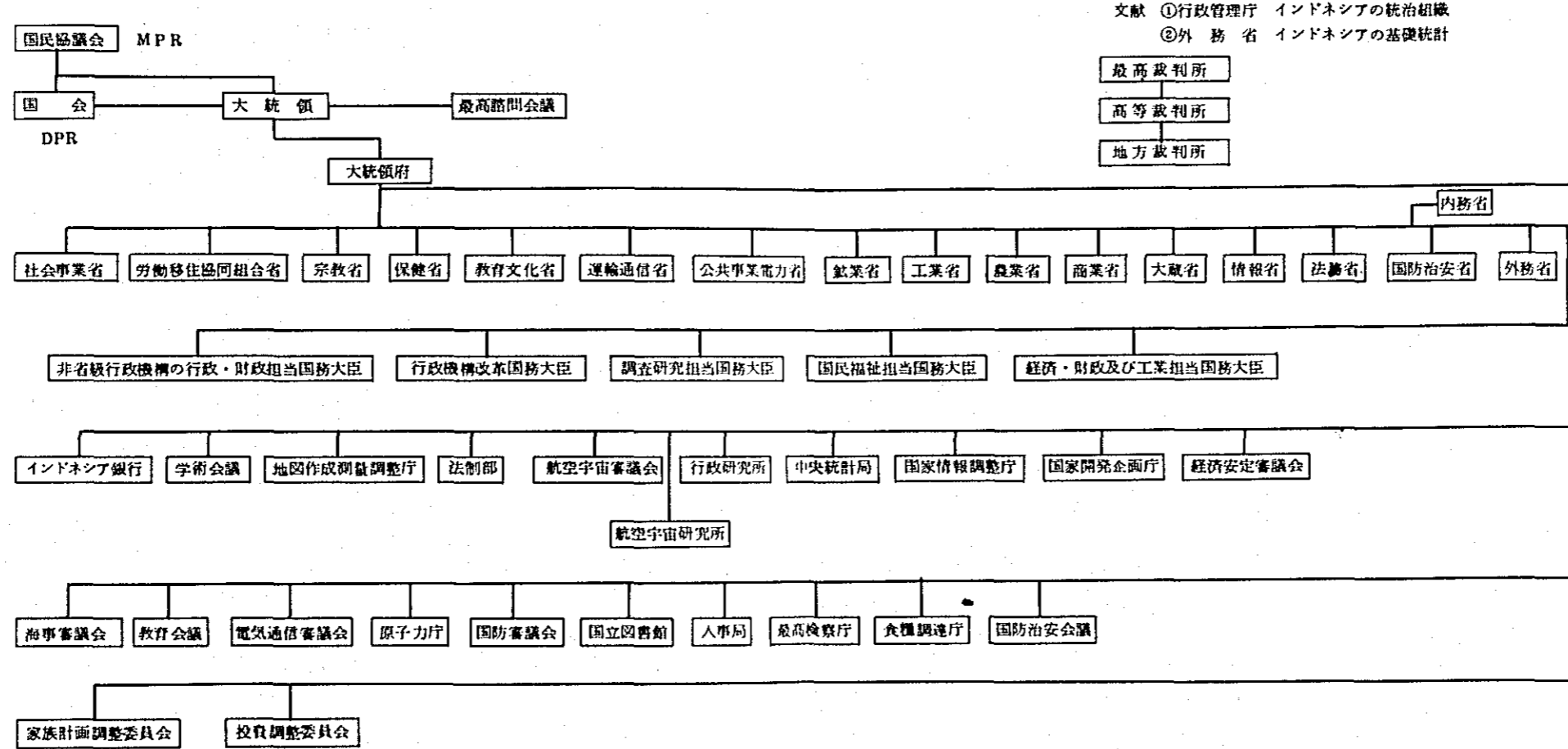
権を行行権限を与えられている。

II 細 説

1. 中央政府全体の機構図は次表の通りである。

日本の総理府に対応するものとして大統領府 (Seknetariat
Neganc) がある (長官は国务大臣で内閣官房長を兼任する)。

中央政府機構図



2. (各省の組織)

概略：各省には Secretariat Jenderal と各省それぞれ固有の業務を執行する Direktorat Jenderal があり、さらに Inspektorat Jenderal がある。

法制上明確な次官もしくは副大臣という官制がなく、多くの省では Sekretariat Jenderal の長である Sekretaris Jenderal が次官に相当するものと考えられている。

Sekretariat Jenderal は数個の Biro (局) に分かれていて、内省の取りまとめをする総務、人事、会計予算、教育、法規、物資の準備などを分掌しているので、実質的にはわが国の大臣官房と考えてよいだろう。

各省固有の業務を執行する Direktorat Jenderal (総局) に幾つかの Direktorat に分かれている。総局は内局であり日本の局にあたるものと考えてよいだろう。

Inspektorat Jenderal (監察総局) は幾つかの Inspektorat に分かれ、部門別、地域別に各省の業務執行状況を監察する責任をもつ。その長は監察官と呼ばれている。

(1) 内務省 (Departmen Dalam Negeri)

I) 次官事務総局 (Sekretariat Jenderal)

地方行政総局

地方自治 "

村落開発 "

農地総局

II) 監察総局 (Inspektorat Jenderal)

(2) 外務省 (Departmen Luar Negeri)

次官事務総局

政務総局

経済外交総局

保安通信総局

インドネシアASEAN国内事務局

監察総局

(3) 国防治安省 (DEPHANKAM, Departmen Pentahanan dan Keamanan)

一般幕僚局

軍事局

政務局

陸軍本部

海軍本部

空軍本部

国家警察本部

(4) 法務省 (Departmen Kehakiman)

次官事務総局

法務総局

矯正, 保護総局

移民総局

司法行政総局

監察総局

(5) 情報省 (Department Penerangan)

次官事務総局

情報総局

ラジオ・テレビフィルム総局

新聞・出版総局

監察総局

(6) 大蔵省 (Departmen Keuangan)

次官事務総局

主計総局

国税総局

関税総局

金融総局

国家財政監督総局

(7) 商業省 (Departmen Perdagangan)

次官事務総局

通商総局

貿易振興総局

監察総局

(8) 農業省 (DEPTAN, Departmen Pertanian)

次官事務総局

農業総局

園芸 "

林業 "

畜産 "

水産 "

監察総局

(9) 工業省 (Departmen Perindustrian)

次官事務総局

基礎工事 "

軽工業, 家内工業 "

繊維工業 "

航空工業 "

海運工業計画発展局

監察総局

(10) 鉱業省

次官事務総局

石油天然ガス総局

鉱山総局

監察総局

(11) 公共事業・電力省 (DPUTL. Departmen Perkerjaan Umum dan Tenaga Listrik)

次官事務総局

水資源総局

道路 "

都市住宅 "

国営電力公社監督局

監察総局

(12) 運輸通信省 (Departmen Perhubungan)

次官事務総局

陸運総局

海運 "

航空総局

郵政電気通信総局

観光総局

監察総局

(13) 教育・文化省 (Departmen Pendidikan dan Kebudayaan)

次官事務総局

教育 "

体育・青少年 "

文化 "

教育・文化研究開発本部

監察総局

(14) 保健省 (Departmen Kesehatan)

次官事務総局

医務総局

防疫 "

薬品 "

監察 "

(15) 宗教省 (Departmen Agama)

次官事務総局

ハジ "

回教 "

カトリック教 "

プロテスタント "

ヒンズー・仏教 "

監察総局

(16) 社会事業省 (Departmen Sosial)

次官事務総局

社会福祉 "

家庭福祉 "

災害救助 "

監査総局

(17) 労働・移住協同組合省 (Departmen Tenaga Kerja
Transmigrasi dan Koperasi)

次官事務総局

労働力開発利用総局

労働力保護育成 "

移住総局

協同組合総局

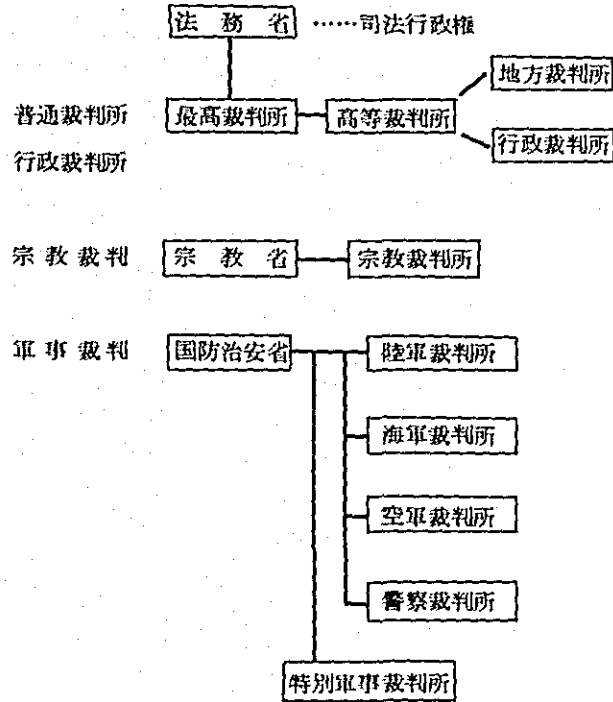
監察総局

3. 地方制度

地方政府は地方長官と地方議会とで構成され、地方長官は第1級行政区では大統領によって、第2級行政区では内務大臣によって地方議会の推せんする候補者の中から任命される。

第1級行政局	┌	州 (Propinsi)	23
		特別地区 (アチェ, ジャカルタ, ジョクジャカルタ)	3
第2級行政局	┌	市 (Kota Praja)	54
		県 (Kabupaten)	279
群 (Kecamatan)			
└		村 (Lurah)	

4. 司法制度



■ 政 体

共和国憲法（1945年憲法）に基く共和制体

その前文には次の建国5原則（PANCA SILA）が掲げられている。

1. Belief in the One Supreme God
2. Civilized Humanity

3. Nationalism
4. Democracy
5. Social Justice

N インドネシアにおける外国援助プロジェクト決定のプロセスとバベナスの役割

○ 第2次5カ年計画の策定 — 各省から各セクターの原案を出させて、それをもとにバベナスが策定した。

↓

○ Project 案件の提示 — 各省は上記5カ年計画のガイドラインの枠内で単年度ごとにプロジェクト案件をバベナスに提示する。

↓

○ バベナス・リスト（援助要請プロジェクト・リスト）の作成 — バベナスは上述案件を調整し、IGGI会議提出用の外国援助要請プロジェクト・リストを作成する。この時点でバベナスは援助による調査実施状況を把握しており、また各国の本リストへの反応を予想している。

↓

○ IGGI会議にバベナス・リストの提示 — IGGI会議に上記 Proposal List を提出する。そのListには $\left\{ \begin{array}{l} \text{Rp 予算} \\ \text{外貨予算} \end{array} \right\}$ が記入されている。

↓

○ IGGI加盟援助国よりの援助額の呈示 — 各加盟援助国は援助総枠を示し、具体的を各国と「イ」国との交渉が開始される。

☆なお技術協力関係の窓口（最終決定機関）は、大統領府の技術協力調整委員会（官房長官が委員長をしている）であるが、すべての政府活動は予算を必要とする為あらゆる技術協力関係書類はバベナスの承認をえた後のみ技術協力調整委員会から在ジャカルタ日本国大使館へ提出されることになっている。

例えば、バベナスリスト記載のプロジェクトにつきR/Dをとりかわした後、援助受入省はバベナスの承認を得なければ技術協力調整委員会に提出できない（バベナスリストに記載されていない技術援助にかかるA₁ フォーム — 専門家要請フォーム — も同様）ことになっている。

☆バベナス（BAPPENAS 国家開発企画庁） 日本の行政機構に比べていえば、大蔵省主計局と各省の計画審査機能が入った組織とでもいふべきであろう。

☆IGGI会議（The Inter Governmental Group on Indonesia） — インドネシア債権国グループ会議と呼ばれ、インドネシアからの援助要請総額（毎年12月頃開催）と各援助国よりの援助額が呈示（毎年4月頃開催）される。

帰国準備と対策

I パスポート:

1. 出国ビザの取得

- 出国予定日より3カ月前から手続可能
- JICAへパスポートを提出(約10日間を要する)
- 一時帰国の方は再入国ビザも同時にとること。

2. 滞在許可のチェック

- この手続きの前に滞在許可の期限が切れていないかチェックのこと。切れていればこれを第一に行わねばならない。(延長の要請)

II 航空切符, ホテルなど(帰国2週間前には手続きを終えること)

1. 航空切符

- 帰国前約1ヶ月東京J.I.C.Aから日航ジャカルタ支店に送付される。
- 日航のオフィスに切符がなければ, J.I.C.A ジャカルタ事務所に連絡される。

2. 飛行機便の予約

- 切符の到着の有無に拘らず飛行機便は予約出来る。日航の窓口で相談の上 便を決める。日航の窓口で他社の便を予約することは勿論OK。
- 予約(コンファーム)の結果は1~2日後, 自宅へ電話で知らせてくれる。

3. ホテルの予約

- 日航の窓口で出来る。受付(ブッキング)の結果は1~2日後

自宅へ電話で知らせてくれる。

- 東京以外の出身者は東京の宿泊については、予め、東京 J.I.C.A に事務連絡して依頼しておけば予約してくれる。(日時、滞在日数、人数など)(帰国時、羽田でホテル(何処の)を指示してくれる)

■ 引越荷物の発送

1. 梱包

- 梱包はカボックを有効に使用すること。(Rp500/kg)
紙類でくるんだ儘のものは破損の可能性が大。
- 梱包代は材料、手間賃共 Rp 30,000~36,000/m²
(木箱、釘打ち、鋼バンド掛、その他)

2. インボイス、パッキングリスト(英文)

- インボイスは6部作成のこと
 - 3部-船積関係書類として
 - 2部-羽田税関申告用
(日本名を追記のこと)
 - 1部-本人用控え
- パッキングリスト4部作成のこと
 - 3部-船積関係書類として
 - 1部-本人用控え
- 形式は携行機材の船積関係書類のうち、インボイス、パッキングリストを参照のこと。(JICA事務所に用式がある)
- 何れにせよケース毎に分類して全部の品物、数量、単価、金額を記入しなければならない。(インボイス)

3. インドネシア税関無検査の許可申請

- パスポート、インボイス3部、パッキングリスト3部をJ.I.C.A ジャカルタ事務所に提出して手続きを依頼すること。(1週

間を要する)

4. 使用する船の決定(日本船籍の船を使用すること)

- 東京船舶事務所に電話して、出航が帰国前5日~7日位の船を尋ねる。(従ってその船の入港は帰国前8日~10日位となる)
- 船のスケジュールは遅れがち故、更に5日程余裕を見た方がよいかも知れない。
- 船の入港日位に荷物を運び出す(自宅から港の倉庫へ)のが理想的(東京船舶の倉庫が一番安全の由)

(注意事項)

- たとえ、タンジュン・ブリオクに入港しても、引越荷物が積込み不可能な船があり、又、日本の目的の港(例えば大阪、神戸)へ入港しない船があるので充分確かめること。

5. 費用の概算

- 船賃 67ドル/㎡(横浜) 実際その他諸経費共(積込みなど) 70ドル/㎡と考えてよい。
- 保険料 インボイスの総計金額の5%
より低率で一部のみカバーするもの(例えば航海中のみ)もある。
日本の保険会社と契約した方が便利
- 運搬(ジャカルタ自宅—港の倉庫)
トラック1台 Rp 50,000 (max. 7~8㎡)
2台 Rp 70,000
- 荷卸し、運搬(日本の港—日本の自宅)
- 1㎡当り費用の総額

① 梱包	Rp 30,000~36,000 =	30,000 ¥
② 運搬(インドネシア)	Rp 6,000~8,000 =	5,000 ¥
③ 積込と船賃	\$ 70 =	21,000 ¥
*④ 保険料	\$ 13 =	4,000 ¥
*⑤ 荷卸と運搬(日本)	+) =	10,000
		<hr/> ¥70,000/箱

6. 飛行機のアナカン (Unaccompanied Goods)

次のような特徴があり、荷物の量によっては、船便より安くなる。

- ① 手続が簡単である。
- ② 梱包は海送ほどが厳しうにしないでよい。
- ③ 重量制限なし。但し最低10kg以上
- ④ 梱包後の大きさは、現在JALの場合、使用飛行機のドアの大きさから、最大限1m×1m×2mとなっている。但しこれ以上大きい場合も、他のフライトに委託する等して、積み込みも可能であるので、貨物担当者で相談すること。
- ⑤ 運賃 \$ 1.87/kg
- ⑥ 早くつく。ハリム空港で手続きして3日間あればつく。飛行機会社は、信頼性、トラブルの処理の便を考えると、日本航空がよいであろう。何れにしろ、不明の点は、JALジャカルタ事務所貨物担当者原田氏(自宅Tel 74619 or ハリム空港)に問合せられるとよい。

7. 費用支払いの時期

- ① 梱包代……梱包が終わった時
- ② 運搬(自宅一港の倉庫) 前金Rp 30,000 を支払う(仮領収書)、残りは船積関係書類を持参した時支払う(全体の本領収書)

書)

③積込と船賃 荷物が港の倉庫へ運ばれて後(数日後)

④保険料 インボイスが出来上り船が決れば、すぐ手続きし支払う。

8. 船積関係書類の受取り(重要)

• 船の出港後2日間して出来上る。日本で荷物引取りの際の重要書類である。(正, 副2部)

(内容) B.L.(Bill of Lading), インボイス, パッキングリスト, 保険証券

IV 予防注射その他

1. 予防注射

• 種痘は3ケ年 コレラは6カ月有効 期限がきれば、帰国前に実施すること(空港及びジャカルタ市保健所)

Metropolitan Public Health Djl.Kesehatan

平日 8:30 a.m ~ 2:30 p.m

金曜 8:30 a.m ~ 11:00 a.m Rp.75(コレラ)

2. 出国カード

• 出国カード記入用紙は日航でくれるので、1人1枚宛記入すること。

• 入国の際、同様の入国カードを飛行機の中でくれるので記入すること。夫々、空港のイミグレーションに提出する。

• 途中、寄り道される方は夫々の空港毎に上記の手続きを、繰り返さねばならない。

3. 出国の際の必要書類と経費

• パスポート, 航空切符, 出国カード, イエローブック

- 経費 空港税 Rp 1000/人

ポーター(空港入口～カウンター) Rp 100/1ケ

(空港内荷物検査場～積込場) Rp 100/1ケ

V 自動車の売却(インドネシアでは割合高く売れるので売却が有利、持ち帰りは考えない方がよい)

VI 羽田の通関

1. 携帯品申告書

- 飛行機の中に備えつけてあるので羽田到着前に記入すること。
- 別送品のある人は2部記入のこと。
- 申告書の中に次のような別送品の項目があるので記入のこと。

別送品
ケ口 内訳 別紙のとおり

- 土産など持込み品は1972年12月頃より1人10万円まで無税となった。(以前は5万円)

- これは携帯品、別送品の合計で勿論、課税が決定されるが携帯品の中の土産など持込み品金額が10万円/人とりあえず以下なら、背ランプの方に並んでよい(酒、たばこなどもその範囲内にある場合を前提として)

- 携帯品と別送品の対象物件合計が10万円/人を超えた場合、別送品の引取りの際、課税されることになる。

2. 別送品申告書

- これは前述の携帯品申告書の後に(別紙)としてつけるものであるので予め、インドネシア在任中に3部作成しておくこと。(1部は本人の控え)

- 様式は特に定められていないが、コロポ計画専門家であること。家族を同伴して、長期滞在したことなどを日本の税関に知らしめることが出来るものでなければならない。

(例) (別紙) 別送品申告書

1. 申告者氏名 ㊟
1. 同伴家族氏名 続柄 年令
1. 現住所(日本)
1. 本籍
1. パスポート番号 本人 (公用) B
家族 (") B
" (") B
1. 滞在地
1. 出国目的 コロポ計画による技術指導(専門)
1. 滞在期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日
満 年 月

-
1. 利用船舶名 東京船舶 丸
 1. 荷揚港 横浜(神戸)
 1. 入港予定日 昭和 年 月 日
 1. 別送品内訳 インボイスのとおり

- この別送品申告品の後に用意してあるインボイスを添付する。
この際、インボイスの品目名は下に日本名を併記のこと。

3. 通関手続き

- 赤・青何れのランプのカウンターへ行くか決める。
- 外国品持出し証明書(羽田を出る時登録したもの)と、それら品物をすぐ取出せるよう準備する。

- 前述の携帯品申告書、別送品申告書（インボイス添付）を1冊に綴じたものを2部を提出する。1部は羽田税関用となり残りの1部のみ各ページ毎検印の後、返却（その場で）してくれる。大切に保管のこと。
- 携帯品のみ検査が始まる。全部のトランク、鞆を開ける。
- 申告書に基づいて質問がある。適確に答えること。土産物等の中で高価なものは呈示を求められる。又そのレシートもすぐ示せるように準備すること。
- 課税されたものがあれば、その書類を持ってレジで支払いそのレシートを示せばOK

4. 他の国々の通関

- シンガポールの通関は大変厳しい、出国時トランク類（Check in するもの）は空港入口で念入りに調べる。携帯鞆類は待合室で同様調べられ、探知器で身体もくまなく調べられる。
- バンコクは普通 香港も厳しい。

Ⅶ 引越荷物の引取り

1. 必要書類

- ①パスポート ②羽田で検印して返却された別送品申告書（表の携帯品申告書共） ③船積関係書類（B・Lの裏に裏書きのサインを忘れないこと） ④東京船舶から入港通知

2. 引取業者

- 都会地東京・大阪などは多くの業者がある筈であるが、田舎では、日通に上記の書類を渡して依頼すればやってくれる。

3. 要する日数

- 出港（ジャカルタ）から入港（横浜、神戸）まで約3週間。

通関に約1週間～10日を要するものと考え、ジャカルタ出港から1ヶ月後には、自宅(日本)へ届けられるものと考えてよい。

4. 経費(Ⅱ・参照のこと)

Ⅶ その他注意事項

1. 健康

- 大人も勿論であるが小さい子供の健康には特に留意のこと。
- 予防注射は間際にはやらず、可成り前にやっておく。

2. 自動車

- 事故を起さないよう注意するのは当然、無理な遠出はしない。

3. 盗難防止

- 人の出入が激しくなり、使用人も間もなく解雇されることとなる。十分に盗難には気を配らねたい。

4. 諸支払い

- 電気、電話、水道、テレビなど諸料金の支払いを済ませること。

5. 住宅の明け渡し

- 家主の立会のもとで、家具などチェックの上、明け渡す。

6. 使用人

- 解雇する場合、働いた期間に応じて手当を支給する。
1年の場合 1ヶ月分 2年の場合 2ヶ月分
但し、再就職口を紹介して、継続して働ける場合はこの限りでなく、気持だけでよい。

7. 愛玩動物

- 持帰りの手続については不明
- 置いて帰る場合は引取人を見つけること。

8. 挨拶廻り

- 世話になった人々に挨拶に行く1週間前位から開始しても丁度よくなる。(予期せぬ雑事が次々出てくる)

9. 預金の引出し

- ジャカルタ東銀のものは問題ない。
- ニューヨーク東銀のものもジャカルタで全額引出した方が手続きが簡単である。日本へ帰ってからは手続きが面倒で日数を要するとのこと。

10. J.I.C.A.(東京)での必要手続き

- 帰国に際しての日程詳細を決定次第提出しなければならない。

出発月日	出発地	到着月日	到着地	乗機名 フライト名	宿泊地	宿泊日数	備考

- 帰国翌日、J.I.C.A.(東京)へ出頭して、帰国届を提出する。
- 又、引越料、国内旅費などの精算をする。
- 地方在住者の東京宿泊は2泊が必要と思われる。

11. ジャカルタ日本人学校

- 在籍証明 成績表を必ず貰って行く。学校債を返却して貰うこと。

12. 土産物の購入

- 帰国間際になって慌てて買いに行っても時間がかかりなかなかよいものが見つからないので、平常から心掛けておく。

13. 冷蔵庫その他の売却

- 専門の古物商があるとのことであるが、買い叩かれるから、個人的に買主を見つける心掛けが必要（ジャパンクラブ、情報交換コーナー利用など）

以上



LIE